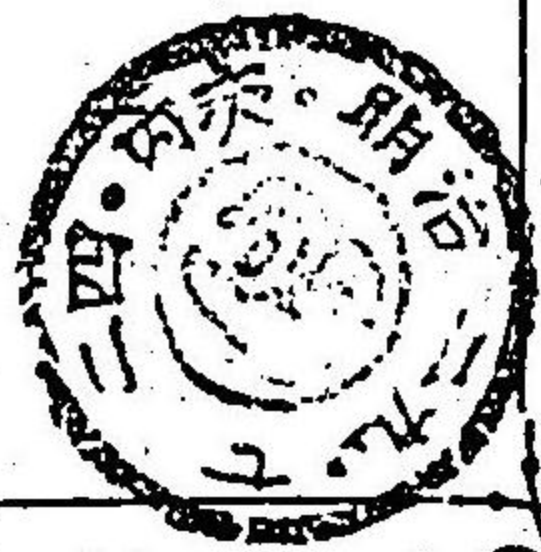


基督贖罪論

全

神學博士シヨン、マイネー原著
山田寅之助譯



發行所 教文館



例言

一本書は北米合衆國、ニュジヨルシー州ドルユ神學校組織神學教授、博士
ジヨンマイレー氏の原著「アトチメント、イン、クライスト」を譯述したる
ものなり、

二始め翻譯に着手するに際し、成るべく、直譯体を取らんことを欲せしが
ども、適當ある譯語を求むるの困難あると、又讀者諸君に取て却て其意
義を了解するの難きを慮り、之を意譯に變ずるの止むを得ざるに至れ
り、故に譯文を原文に比すれば時には、原文よりも長さあり、或は短さあ
り、加之、原文中に存する辭句を删除し、又は原文中に存せざる辭句を増
加するあり、是れ万止むを得ざるに因る、譯文の意義往々明晰を欠くが
如きは、譯者の未だ達せざるに因るを以て、他日再び之を訂正する所あ
るべし、

明治廿九年三月

譯者誌

序

基督贖罪の教理は聖經的救拯の中樞あり、信仰の堅脆に關する事重且つ大ありとす、然るに古今基督の贖罪を論ずるもの多く一隅を偏執して全豹を觀ず、其中最も合理的の解説をささんとするものにして僅かに基督の殺身成仁の美行より出づる感化力を認むるあり、是れ寧ろ贖罪の意義を破壊するの傾向を助長するものにして、安心立命の工夫をして殆んど施す所あからしめんとする極端あり、又其博く聖經の明文に據りて遺漏あからんとを欲するものにして却てこの贖罪を以て貿易に類せしめ、甚しきは福音の大典なる赦罪の正義を傷ぶに至る、是れ亦他の極端にして神の義と仁とを掩蔽するの嫌大ありとす、斯の兩端の争鬪は幾多信徒の信仰を動搖せしめ、暗迷の路に驅逐したるものあるや計るべからざる也、而して必要は必要を訴へ、此兩端の争議を調停して和暢圓滿の地を得せしめ、二者共に其長所を正當に應用し、聖經的大救拯の美を完ふせんと企

てたる解説は所謂政治的贖罪論あり、此希望を達せんが爲に著述せるもの鮮からずと雖、故ドルニ神學校教授マイリ氏基督贖罪論の精にして確なるに如くものあかるべし、氏は能く兩端を敲き、一方には徳化の勢力を明にかし他方に公義を充盈して神の威嚴を發揚し、之を調和するに刑罰に代ふるに自由獻身の苦難を以てし、恩威兼ね顯はして赦罪の大典初めて全きを得せしむ、今回山田寅之助氏教文館の需に應じて之を邦語に譯出せり、庶幾くは宗教界に於て大に裨益する所あらん、著者マイリ氏は昨年十二月を以て俄かに籍を天父の家に移せりと雖も、其餘光は新に日本の分野に輝きて後進を照らさんとす、壯ありと謂ふべし、予今朝京を發して來る五月米國に開かるべき美以總會に赴かんと欲す、正にマイリ氏の墳墓に詣づるの感あり、聊か所感を記して卷端に冠す、

原著者門人

明治廿九年三月三十日

本 多 庸 一
青山學院構内居室に於て

基督贖罪論

目次

第一章 總論.....一

第一節 本論の趣旨.....全

第二節 カルウキン教系に於ける一層廣き趣旨.....全

第三節 アルミニアン教系に於ける一層狭き趣旨.....四

第四節 救拯學の何等の事實をも忽畧にせず.....六

第五節 基督の諸職務に基きたる論定.....全

第六節 事實と教理の區別.....七

第七節 事實に關する疑問を一層肝要とす.....八

第八節 特別に天啓の疑問あり.....九

第九節 教理は聖經を解釋せざるべからず.....一〇

第十節 贖罪の教理の神學に對する科學的關係……………一

第十一節 贖罪の定義……………一七

第二章 贖罪の現實……………二〇

第一款 證據の事實……………全

第一節 救拯の公報……………二一

第二節 基督に於ける救拯……………全

第三節 基督の苦難に於ける救拯……………二三

第四節 其贖ふ所の死の必要……………二四

第五節 基督の苦難の唯一の解釋……………二六

第六節 救拯に關して信仰の必要……………二七

第七節 基督は比類なき救主なり……………三三

第二款 證據の辭……………三八

第一節 贖罪……………三九

第二節 和……………四三

第三節 挽回……………四七

第四節 贖……………五〇

第五節 代用……………五六

第三款 祭司職及犠牲……………六〇

第一節 基督の祭司職……………全

第二節 基督の犠牲的職任……………全

第三節 彼自身は贖罪の犠牲也……………六一

第四節 摸表的犠牲……………六二

第五節 天に於ける祭司的懇願……………六五

第三章 贖罪の必要……………六七

第一節 本問題の制限……………全

第一節 贖罪の必要は聖經の眞理なり……………六九

第三節 中保の方法に於ける證據……………全

第一款 道德政治に於ける贖罪の必要……………七〇

第一節 斯の如き基本あくば贖罪存せざる也……………七二

第二節 道德政治の事實……………全

第二款 道德政治の必要ある件……………七四

第一節 被治者に整合する政治……………全

第二節 特別に人間の爲に要する制度……………七五

(一) 義務の法律……………全

(二) 應報の批准……………七七

第三節 神の應報の分配……………七九

第三款 刑罰の量……………全

第一節 專横なる制度にわらず……………八〇

第二節 標準律……………全

(一) 罪の邪曲……………全

(二) 刑罰の政治的職掌……………八一

第四款 刑罰の必要……………八二

第一節 刑罰の政治的職掌より論證す……………八四

第二節 神の聖潔より論證す……………全

第三節 神の仁愛より論證す……………八五

第四節 贖罪の眞の必要……………八六

第五節 表明されたる贖罪の性質……………全

第四章 非贖罪教……………八九

第一款 刑罰後の情態……………九〇

第一節 救拯を除去するの說……………全

第二節 最後の幸福を救拯とさざるの說……………九一

第三節 無限の刑罰中に救拯存するを得ず……………九二

第三款 主權によれる赦罪……………九三

 第一節 事實に悖りたる臆想……………全

 第二節 神政治に矛盾す……………九四

 第三節 一切の政治を顛倒す……………九五

第三款 悔改に依れる赦罪……………九七

 第一節 悔改の必要……………全

 第二節 自然に存し得べき唯一の悔改……………九八

 第三節 斯る悔改は避くべからず……………全

 第四節 罪を認識せず……………九九

 第五節 眞正の悔改は唯恩恵に依りて存す……………一〇一

第四款 特別の事實……………一〇二

 第一節 交互の赦罪……………全

 第二節 父母の赦罪……………一〇四

第三節 放蕩子の比喩……………一〇五

第五章 贖罪の諸説……………一〇八

 第一款 緒論……………全

 第一節 古代の見解……………全

 第二節 科學的論究……………一一一

 第三節 諸説の數……………一一六

 第四節 科學的計算……………一二七

 第五節 唯二種の説……………一二三

 第二款 批評概論……………一二六

 第一節 代理的悔改説……………全

 第二節 愛情的贖罪説……………一二九

 第三節 自己献身に於ける自己挽回……………一三三

 第四節 現實説……………一四二

第五節 神秘説……………一四三

第六節 中説……………一四四

第七節 條件を要する刑罰的代用説……………一四六

第八節 三大説……………一五二

第六章 道德的感化説……………一五四

第一款 本説の事實……………一五五

第一節 贖罪法……………全

第二節 ソシニアン説……………一五六

第三節 ソシニアン説の論法……………一五七

第四節 道德的感化説の眞理……………一五九

第二款 本説の辨駁……………一六三

第一節 贖罪の事實に依りて辨駁す……………一六四

第二節 贖罪の必要に依りて辨駁す……………一六七

第七節 基督の特異ある救拯的事業に依りて辨駁す……………一六八

第四節 本説は贖罪法にはあらず……………一七一

第七章 賠償説……………全

第一款 緒論……………一七二

第一節 神學に於ける本説の地位……………全

第二節 本説の構造……………一七三

第三節 二種の代理的要素……………一七五

第四節 刑罰的代用に關して……………一七六

第二款 本説の要素……………一七八

第一節 刑罰に於ける賠償……………全

第二節 刑罰の代用に依る……………一七九

第三節 代用の三意義……………全

(二) 同一の刑罰……………全

(二)	均一の刑罰	一八一
(三)	同格の刑罰	一八二
第四節	絶對的代用	全
第三款	公義及贖罪	一八四
第一節	公義と贖罪の關係	全
第二節	公義の區別	一八五
(一)	商賣的公義	一八六
(二)	賞罰的公義	全
(三)	公共的公義	一八七
第三節	刑罰的公義及賠償	全
第四款	本說の元理	一八八
第一節	罪の邪曲	全
第二節	神の刑罰的公義	一八九

第三節	罪は罰せらるべきものなり	一九〇
第四節	刑罰的賠償は公義の要する所あり	一九二
第五節	決定的元理	一九三
第五款	本說の分解的討論	一九四
第一節	賠償さるべき公義	全
(一)	容易に誤解す	一九五
(二)	唯刑罰に依りてのみ賠償すべきものあり	一九六
(三)	神の公義の眞理	一九七
第三節	刑罰的賠償の必要に関する疑問	一九九
第三節	神の性情中に必要を有せず	全
第四節	神の正實に關して論ず	二〇三
第五節	神の眞實より贖罪の生すべき必要なし	二〇五
第六節	審判的正實より贖罪の生すべき必要なし	二一〇

第七節 刑罰的賠償の要素……………二一七

第八節 單に苦難を受くるに於て賠償存するものに
あらず……………全

第九節 賠償は唯罪の刑罰に存す……………二一八

第十節 代用的賠償は存し得べからず……………二一九

(一) 賠償の必要……………二二〇

(二) 保持されたる賠償……………二二四

(三) 刑罰の必要に應すべきものなし……………二二六

(四) 斯る適應は存し得べからず……………二三一

第十一節 本説の自滅……………二三四

第六款 辨駁すべき本説の諸事實……………二三五

第一節 基督の刑罰……………全

第二節 贖はれたる罪人は罪科なし……………二三八

第三節 制限的贖罪……………二四六

第四節 交換的公義の要素……………二四七

第八章 政治説……………二四九

第一款 發端の事實……………二五一

第一節 代用的贖罪……………全

第二節 條件的代用……………二五二

第三節 苦難の代用……………二五三

第四節 グロチアン説……………二六三

第五節 全体符合せるアミニアン説……………二七六

第二款 公共的公義……………二八七

第一節 公共的公義と贖罪との關係……………二八八

第二節 公共的公義は神の公義と一あり……………二九〇

第三節 公共的公義は賞罰的公義と一也……………二九二

第四節 其刑罰の基本……………二九二

第五節 刑罰の目的……………二九五

第六節 刑罰を赦免し得べき事……………三〇四

第七節 贖罪の存する理由……………三〇五

第八節 贖罪の性質確定せらる……………三〇七

第三款 贖罪の説及其必要……………三〇八

第一節 眞の必要に對する適應……………全

第二節 最深の必要に根據を置けり……………三一〇

第三節 刑罰の政治的價値……………三一三

第四節 贖罪の政治的價値……………三一九

第五節 唯一の充足の贖罪……………三二七

第六節 賠償の眞正の意義……………三二八

第四款 政治説及聖經の解釋……………三三〇

第一節 神の怒を表する辭……………全

第二節 神の正義を表する辭……………三三三

第三節 贖罪を表する辭……………三三五

第四節 贖罪的苦難を表する辭……………三三七

第五款 政治説及聖經の事實……………三四七

第一節 贖はれたる罪人の罪科……………全

第二節 義とせらるゝ事に基ける赦罪……………全

第三節 赦罪に於ける恩恵……………三四九

第四節 贖罪の普遍……………三五一

第五節 普遍の恩恵……………三五二

第六節 教理上の結果……………全

第七節 贖罪と幼兒の關係……………三五三

第九章 贖罪の充足……………三五四

第一款 基督の聖潔……………三五五

 第一節 必要ある一要素……………全

 第二節 聖經の見解……………全

第二款 基督の偉大……………三五六

 第一節 贖罪価値の一要素……………全

 第二節 基督に於ける無限の価値……………三五七

第三款 基督の隨意……………三五八

 第一節 必要ある一事實……………全

 第二節 基督は隨意の代人あり……………全

 第三節 贖罪の価値……………三五九

第四款 基督の神子たる事……………三六〇

 第一節 贖罪的価値の意義……………全

 第二節 価値の量……………三六一

(一) 父の愛の理由……………全

(二) 吾人に對する父の愛の發現……………三六二

第五款 基督の人間の兄弟たる事……………三六三

 第一節 中保は或關係を表明せざるべからず……………三六四

 第二節 贖罪に於ける元理……………三六五

第六款 基督の苦難……………全

 第一節 極端の諸見解……………三六六

 第二節 必要なる一要素……………三六七

 第三節 無限の充足……………三六八

第十章 万靈に與ふる教訓……………三七二

 第一節 贖罪は唯人間の爲なり……………全

 第二節 道德的存在者に對する一層弘大ある關係……………三七三

 第三節 万靈は同一の道德的構造を有す……………三七六

第四節 万靈に於ける道德的動機一あり……………全

第五節 十字架は万靈に對して能力あり……………三七七

第六節 人間以上の階級に於ける存在者は贖罪に同情を表す……………全

第七節 基督は宇宙の主あり……………三八〇

第八節 贖罪の高大……………三八五

第十一章 贖罪に對する抗論……………三八九

第一款 非合理的制度……………全

第一節 妄想……………三九〇

第二節 捭理の類例……………三九一

第二款 公義の破壊……………三九二

第一節 贖罪は權理を破るものにあらず……………全

第二節 代理的犠牲の類例……………三九三

第三節 贖罪は不義を帯びず……………全

第四節 道德説を駁する有益の基本……………三九四

第三款 義務の解放……………三九五

第一節 この抗論確實ならば贖罪は破壊せらる……………三九六

第二節 真正の教理に對してはこの抗論は無益也……………全

第四款 神の仁愛に關する非難……………三九七

第一節 法律及刑罰の理……………三九八

第二節 仁愛を非難すべからず……………全

第三節 神愛は洪大にせらる……………三九九

第十二章 贖罪の普遍……………四〇〇

第一款 區域確定法……………四〇四

第一節 贖罪は本質的に万民を救ふに足る……………全

第二節 贖罪の區域を決定するは神定に依る……………四〇五

第三節 真正の考究.....四〇九

第二款 父の意志.....四一〇

第一節 父の主權に關する問題.....全

第二節 神は万民に對して同一の關係を有す.....四一二

第三節 罪惡の普通の狀態.....四一三

第四節 神の完全より證明す.....全

(一) 公義.....全

(二) 聖潔.....四一四

(三) 智慧.....全

(四) 仁愛.....四一五

第三款 子の意志.....四一六

第一節 上述の事實の適用.....全

第二節 贖罪的事業は一かり.....全

第三節 其愛に關する一疑問.....四一七

第四款 聖經の證據.....全

第一節 制限説を證明するに用らる本文.....四一九

第二節 普遍説を證明するに用らる本文.....四二二

第三節 罪惡の區域.....四二三

第四節 大任命.....四二五

(一) すべての人の福音.....四二六

(二) 救拯は万民の特權あり.....全

(三) 救はるべき信仰は万民の義務也.....全

(四) 万民の贖罪.....四三〇

第五款 制限論の妄誕.....全

第一節 許容されたる事實.....四三一

第二節 神の正實に符合せず.....全

第三節 贖罪の充足は神の正實を證明
 するとおせり……………四三二

第四節 充足の眞の意義……………四三三

第五節 充足は唯神定に關す……………四三四

第六節 賠償論中に制限あり……………四三五

第七節 符合せざるは唯外見のみとの説……………四四一

第八節 被選及非被選の混合せる状態……………四四二

第九節 陰然及公然の神意……………四四四

基督贖罪論目次終

基督贖罪論

神學博士 マイレー原著

山田寅之助譯

第一章 總論

贖罪に關して一層正式的の議論を試むるに際し、數箇の事實及び元理の緒論を述ぶるを益ありとす。

第一節 本論の趣旨 贖罪は廣義若くは狹義にて論述するを得べし、廣義にては、救拯學全躰を含有し、狹義にては稱義若くは赦罪の基本として特別に論述するを得べし、各場合に於て、其包括する意義は本論と關係し

て論述する教系の本元的教理に依て論理的に定まるものとす。

第二節 カルウキン教系に於ける一層廣き趣旨 本論は贖罪の教理的關係に係はる限りは、カルウキン及びアルミニアンの教系との關係に限

られたるに非らず、去れどもこの兩教系は福音的教理の範圍に於て、又基督の中保に於ける眞實必要の贖罪を支持するに於て、主要の地位を占有するを以て、贖罪の之に對する科學的關係に重に注意を與ふるを必要とす、故に是等兩教系中の本問題の意義を今此に闡明するを適當ありとす、兩教系は稱義に於て赦罪を得べきを主張す、然共、カルウキン教系はアルミニアン教系と同義意にて赦罪を支持するを得ず、稱義中に一層多くの意義を含有し、該教系特殊の基本に依て之を解釋す、其説に依れば基督の能動的從順は贖罪に於ける受動的從順を補ひ、其刑罰的苦難は、被選者の正に受くべき刑罰及び罪人に對して公義の要求する刑罰を充分に賠償する代用なり、斯の如きの代用は刑罰的應報に對する凡ての個人的責任より被選者を解放せしめざるを得ず、然共、神の法律は亦個人的正義を要求す、而して被選者のこの欠乏を補はんが爲に、基督の個人的正義を以てせり、斯の如くあるを以て此教理に従へば、二個の代理的要素即ち代用さ

れたる刑罰及び代用されたる從順は贖罪の充足に於て一致せり、神の法律の命令的に要求する被選者の稱義に於ては此二者結合せざるを得ず、是即ち革新救拯學中の根本的觀念ありとす、而して贖罪の性質は之に依て決定せられたり、故に此教系に於ては、贖罪の教理史は主として稱義の教理史たるべきは自然の理あり、然共、其説、所の稱義はアルミニアン教系の説く所と同じからざる也、

斯の如き説にては、基督の能動的及び受動的從順は兩つながら被選者に與へられざるを得ず、何等の元理を許容するを問はず、後者を許容せば同じく前者をも許容すべし、而して兩つながら父と子の一致に依て被選者に與へらる、故に斯の如き結果に於ける失敗の何たるを問はず、是皆贖罪の契約其者の失敗あり、斯かる贖罪の救拯的恩恵を其主權に依て賦與するは救拯的政度の要素たり、斯かる事實に依り吾人は贖罪の本問題中には、救拯學を全く含有し盡くせりと論すべき論理的理由を有する也、

第三節 アルミニアン教系に於ける一層狭き趣旨

四
アルミニアン派の

救拯學に依れば、吾人は赦罪を得るに於て義とせられたり、是れ正に受べき刑罰を受たる後に責任を解放されたるものとは同しからず、基督の個人的正義は其贖罪的中保に欠くべからざるも、吾人の義とせらるゝ一要素として吾人に與へられたるに非らず、其血に於ける贖罪は赦罪の真正必要の基本なりといへども、赦罪は贖はれたる者に必ず與へざるべからずと云ふが如き基本にはあらず、稱義若くは赦罪は基督に於ける真正の信仰を以て條件とせず、其要求されたる信仰は働くことを得べくも、恩恵の必然的勢力に強迫さるゝにあらざるを以て贖罪は唯條件的基本にして、赦罪及救拯の眞の元因的基本には非らざる也。

是れアルミニアン教系の贖罪論あり、斯の如きは是れ歴史の亦科學的道理に合はざるを得ず、如何なる教系も忽ちにして完備に達するものにあらざれども、斯の如きはエスレアン派アルミニアン教系中の整

合的教理にして、亦歴史的教理あり、この定説は之と密着の關係を有する本原眞理に關する文學に依て確證されたる程に、贖罪の教理に關するメソヂスト的文學に依て直接に確證されざるあり、蓋し其文學甚だ乏しきに依る、其中最も勢力ある確證は、メソヂスト教の普通の信仰、及び其講壇より一様に宣傳されたる事ありとす、斯かる信仰と宣傳とに依り、たとへ滅亡するもの數多あるにも、拘はらず、贖罪は万民を救ふに充足にして、普遍性を具有する事、及び救拯の眞正の條件、又基督を信じて救はるべき普通の貴重なる力量とを現示して躊躇する所ありき、斯かる事實と符合する贖罪は條件的にして、絶對的若くは直接の救拯には非らず、アルミニアン教系に於ては、赦罪に對する一層特殊にして、且つ制限されたる關係を以て贖罪を論述する理由存するあり、贖罪は完全せる救拯に於ける恩恵の一切の利益の基本なるも、斯かる恩恵は全く條件的あるを以て、自然に福音救拯學の特殊の部分を成すものあり、

第四節 救○拯○學○の○何○等○の○事○實○を○も○忽○畧○に○せ○す。亦斯かる制限は贖罪政
 度の何等の事實をも忽畧にし、若くは輕視するの意を含有するにわらず、
 實際的救拯の贖罪的恩恵は其唯一の元因を贖罪に歸するも、贖罪其物の
 性質とは分離して論述せらるゝ贖罪は吾人に取つては條件的にして、孤
 働説に反對する共働説の眞の意義にて、條件的あるを以て、之を特別に論
 述するを以て適當の方法とあす也。

第五節 基○督○の○諸○職○務○に○基○き○た○る○論○定。贖罪は屢基督の三箇の職務、即
 ち預言者、祭司、及び王の職務に基て論定せらる、是れ贖罪を以て救拯學全
 体とするの說に取ては正當なり、故にカルウキン教系に取ては適當の事
 にして、此教系に於ては普通の事たりしかり、若し是等の職務を適當に解
 說する基督論を之に結合せしむるとせば、是亦ソシニアン派の贖罪、及び
 其贖罪の如何なる形狀にも適應すべし、如何とあればこの說に依れば、基
 督の預言者、及び王たるの職務は、祭司の職務の如くに眞に其救拯的中保

の要素中に加へらるゝを以てあり、然共、此の如きの方法はアルミニアン
 教系と符合するにわらず、アルミニアン教系に於ては、他の眞正の見解に
 於けるが如く、基督の預言者たる職務は其特別の贖罪的事業の職務を成
 就するものにわらず、其王たる職務は贖罪に關する限は、其利益を頒與す
 るに於て其適當なる職務を有す、贖罪其物は、基督の祭司職に關するを以
 て、之を三職より論定せんよりは、唯祭司職より論定するを以て更に適當
 なる方法とあすを得べし。

第六節 事○實○と○教○理○の○區○別。吾人は贖罪の事實と教理を區別すべし、基
 督の代理的苦難は赦罪及び救拯の基本なりや、如何なる意義に於て基本
 なりや、是等の疑問は互に異なるものあれば異なる答辯を受くべきもの
 とす、第一は基督の犠牲に於ける贖罪の事實に關し、第二は其性質、若くは
 教理に關す、第一の疑問に對する肯定的答辯は、第二の疑問に對する答辯
 を決定するにわらず、若し決定するものとせば、贖罪の事實を信する人は

皆其教理に於て一致すべき筈なれども、實際は然らざるあり、互に異なる神學—福音的神學—は其事實に於ては全く一致するも、學說に於ては甚だ違ふものとす。

第七節 事實に關する疑問を一層肝要とす。孰れの疑問も肝要なりとは雖も、事實に關するものを更に肝要となす、基督に於ける贖罪の現實を吾人に與ふるものは事實なり、吾人は贖罪の哲理を知るに先ちて、贖罪を信じ其の恩惠の利益を享受するを得、斯の如くに信受するに依て宗教的生活の上に最も慶賀すべき感化を蒙むるあり、個々の信徒の經驗、及び教會史は共にこの事を證明す、而して贖罪の事實は其性質に關する何等の學說よりも、更に深遠なる宗教的意義を有する也。

さりとて學說に關する疑問は之を無頓着に看過し、若くは單に思辯的のものとして視做すべきものにあらす、贖罪は基督教の本元的教理あれば之に關する學說は、基督教々理の如何ある教系中に在ても、重要な位地を占有

せざるべからざるものにして、其教系の興味は重に其點に存す、是れアルミニアンカルウヰニアン并にツシニアンと稱する三大教系を引證するに依りて明白ありとす、各教系の自餘の本原的教理に依て贖罪の教理定まり、若くは反對に贖罪の教理に依て自餘の教理定まるもの也、凡て深遠なる考究に臨ては、心意は其事物の哲理を討究するは避くべからざる傾向ありとす、基督教の眞理を深く考究するに於ても亦同一の傾向存す、斯くして贖罪の事實の脊後に在て吾人は教理を討究す、吾人は其性質其の贖罪の價値の要素如何、其教罪の基本たるべき理由如何を了解せんことを求む、吾人は其道理を説明せんことを企圖す、是れ必ず哲理をくんばあるべからず、如何に人心に取て蒙蔽ありとも、神の心に取ては極めて、明晰あり、而して之を明晰に領會するは衆人の心中に存する信仰を益するや疑ふべからざる也。

第八節 特別に天啓の疑問なり。贖罪の事實に關する疑問は、唯一の正

確にして權威ある答辯を得んが爲に聖經に依らざるべからず、其發見されたる答辯は曖昧若くは疑はしきものにあらず、是れ基督の中保殊に救罪及び救拯の眞正唯一の基本として、其苦難死亡を示せる數多の神聖なる事實及び發言中に明確に與へられたるあり、是等の事實及び發言は最も正確なる意義を以て贖罪の眞實に關する疑問を決定するに足る程に、其數多くして相結合し、又直接にして甚だ明晰あり、

第九節 教理は聖經を解釋せざるべからず、贖罪の教理は其唯一の充足基本を聖經中に有するを以て、精密充分の意義にて、聖經的たらずんばあるべからず、是故に公平に聖經を解釋せざるものは眞正の教理たるを得ず、學説を構成し、然後、強て一切の解釋を之に符合せしめんとするは、神學に於ける科學的方法を破るの甚しきものにして、恰も博物學者は先づ法則を構成し、然後、之に關する一切の事實を強て之に符合せしめんとするの場合に異ならず、科學者は先づ事實を研究し、然後、其適當の法則に之

を統合し、而して其法則は更に之を適當に解釋するが如く、贖罪の眞正の教理も亦聖經の事實及び發言の光に照らして之を構成せざるべからず、而して斯の如きの教理は公平に其事實と發言とを解釋すべし、

第十節 贖罪の教理の神學に對する科學的關係 贖罪の教理は事實及び聖經の言を公平に解釋せざるべからずとの事は、是れ吾人の無上の大法として、尊奉する所たり、又其外論理的方法に於ける最高權を有する法則存ず、是れ密着の關係を有する教理的眞理に於ける科學的一致の法則ありとす、是れ一切の科學的教系に適用すべきものにして、其神學に適用するときは、他の科學に適用するに同じ、何等の教系に於けるも、眞理は眞理と一致せざるべからず、組織神學に於ては、教理は教理と一致せざるべからず、この法則に従ひ、贖罪の教理は深く之と關係を有する本原的教理と科學的に一致せざるべからず、

此の法則は無上の大法あれども、吾人を聖經の權威外に誘ひ出し、若くは

單に思辨的の領内に到着せしむるものにあらず、一切基督教の教理の眞正たらんには聖經的たらざるべからず、一教系の教理の眞正たらんには相一致するのみならず、又聖經的たらざるべからず、若し齟齬、若くは矛盾存せば、或る一個の教理、若くは數個の教理は非聖經的にして、妄誕たるや必せり、故に深く相ひ關係せる真理中の科學的一致の法則は、基督教々理の一切の問題に於ては天啓の權威に最も深く服従するを以て正當とすあり、

此法則たるや、基督教々理を構成し、之を解釋するの補助たるを得、吾人は聖經を以て聖經を解釋するが如く、教理を以て教理を解釋するを得、一の欠くべからざる事は其解釋する教理其物は確かに聖經的たらざるべからざる事はあり、斯の如くあるを以て、基督教々理は一として之と一致せざるはあり、標準即ち他の教理を決定すべき教理に何等の相違ある時は、其撰むべきものは一層根本的、殊に最も正確に聖經的たる教理なりと

す、贖罪の解釋若くは其性質を決定するに就きて、斯かる法則を應用すべくも、尙吾人は基督教々理を論ずるには、充分に聖經の權威に服従すべきものとす、

是等の事實及び元理に沿ひて、此法則は相ひ異なる神學に屬する贖罪の異説を試験するには特別に有益なるべし、吾人はこの應用の正當にして有益なるを一層明白に了解せんには、吾人の上述せる二大事實、即ち基督教神學の何等の教系たるを論せず、其數多の教理は其教系を構成するものとしては科學的一致たるべく、又基督教的教理としては聖經的たらざるべからざる事を確知するを要す、故に其教系の重要なる教理の眞偽如何は其教理と一致する贖罪の教理の眞偽如何を定むるあり、之が例證として吾人の前に其名を擧げたる三大教系を引用するを得、

若しソシニアン神學の自餘の特殊にして且つ重要なる教理の眞正にして聖經的たる時は、道德的感化の贖罪論も亦然あり、若し其基督論及び人

類論の真正にして聖經的たる時は、其贖罪論も亦其教系に全く符合せり、而して更に進で其教系の要する若くは許容する贖罪論は、道德説に限れる者にして其賠償説若くは政治説を許容するを得ざるや明白なり、この両説は其一層高き根本的標準的教理と矛盾するを以て、其科學的關係に入り來りし時には、斯かる真理の必然的一致の法則に依て除去されたるものあり、ソシニアン教系は其人類論及び基督論の性質に依り、斯の如き贖罪の必要を否定し、斯の如き贖罪を亦すに適せる基督をば有せざるあり、然共、若し基督教の重要なる教理に依り、其真理はカルウキン若くはアルミニアン教系に一致する時は、ソシニアン教系の贖罪論は妄誕たるを免れず、是れ其贖罪論は斯る教理に違ふものにして、斯る教理の真理たる以上は、其贖罪論は真理たるを得ざる也。

若しカルウキン教系の自餘の教理を真理なりとせば、其贖罪の教理も亦其真理あり、該教理は該教系の要用ある部分にして、他の部分と全く符合するものあり、條件なくして人を救に選拔し、人を召して其實效を期成し、又其被選者をば最後に至るまで之を保護する神の主權及び布告の教理、又被選者の救は主權に基て布告されたる如く、専ら神力の孤働に依て成就せらるべきの教理と一致するの贖罪は、其性質に於ては、必ず被選者の救を期成するものにして、又期成せざるを得ざるあり、該教系の有する斯の如きの贖罪は被選者の代りに教訓を守り、又は刑罰を受くることも全く基督を以て代用するものあり、故に被選者に要求する法律の義は基督自ら之を行ひ、彼等の正に受くべき刑罰をも彼自ら之を受くるあり、代用の眞の性質よりして両ながら被選者に歸せざるを得ず、斯の如き贖罪論は全教系と全く科學的一致を有するものにして、教系の真理はこの贖罪論をも真理たらしむ、該教系は決して他の贖罪論を許容するを得ず、若し全教系妄誕なる時はこの贖罪論も亦真理たるを得ざるあり、

若しアルミニアン教系の根本的教理即ちカルウキン教系と異なる教

理を眞理ありとせば、賠償的贖罪論はカルウキンの意義にては眞理たるを得ず、上述の如く贖罪は眞に万民の爲にして、同意義にて万民の爲に充足ありとせば、贖罪は唯條件的にして其救拯的恩恵も亦た更に條件的たらざるを得ず、他の眞理は其固有的若くはウエスレアンのたるを問はず、この眞理程アルミニアン教系に深く關係するもあらず、是よりも一層整然永久にして且つ確實なる「メソヂスト」的發言を有する者なきなり、以上述べたる所は是れ各教系と科學的に一致する教理を要する贖罪の事實、若くは之と論理的關係を有する事實なりとす、斯の如き教理は本論の特殊なる目的あり、吾人は教系と符合するの點を重んぜざるにはあられざれども、殊に之を重んずる所以は是等の事實の聖經的にして、之と一致する教理も亦聖經的にして且つ眞理なるの故なり、アルミニアン教系中に存する根本的眞理に於ける必然的一致の法則は、本教系中にカルウキンの賠償説の容許を碍ぐるや疑ふべからず何とな

ればカルウキンの贖罪論は必然的の救にして、從て之と共に條件なきの撰拔實效を誤らざるの召、最後に至るまでの保護、及孤働説も自然に隨伴せざるを得ず、斯る教理と密着に關係して離るべからざるの教理は、アルミニアン教系の根本的特殊的教理と決して科學的に一致するを得べからず、加之、本教系の教理の眞理たる以上は、其教理は眞理たるを得ざる也、第十一節 贖罪の定義 贖罪の眞正の教理は唯其正式的説明に於てのみ十分に解説するを得べし、然共、吾人は今此に二三の解釋を添て其定義を下す所以のものは、斯る方法に依て實行し得べき限りは、本論の主張する教理を示さんが爲なり、基督の代理的苦難は刑罰に代はるべき條件的代用たる贖罪にして、救罪に依り、道德政治の公義の責任及び刑罰の職任を成就するもの也、基督の苦難は博愛的若くは改革的使命に於ける偶然の事にはあらずして、神の審判的刑罰の下に在る罪人の爲に受けたる代理的苦難あり、是れ

罪人の赦されて救を得んが爲あり、
 其苦難は基督の上に審判的に蒙らしめたる罪の刑罰にはあらずして、公義及び法律に對する政治的關係に於ける刑罰の代用にして、赦罪の眞正且つ充足基本たる也、

其苦難は神政治の條件的政度たる刑罰の條件的代用あり、是れ適當なる條件に基きて、赦罪をして道德政治中の公義の責任と符合せしむるものあり、贖罪に與かれる者は之が爲に其罪輕きものと云ふべからず、何とあれば若し條件的代用の制度あくば彼等は刑罰的代用に依れる贖罪の下に在るべきものにして、之が爲に基督は純全たる應報的公義を賠償せんが爲に審判的刑罰を受くべきを以てなり、條件的代用の下に在ては、其恩惠的自由は唯其正當なる條件に依て實現さるべき赦罪中に存する特權ありとす、

斯の如くにして苦難に於ける基督の代用は道德政治の目的に關して公

義の責任及び刑罰の職任を成就す、公義は是等の目的に關して無上の責任を有するものにして、刑罰は公義の手段として其目的を達する爲に必要なる職任を行ふものなり、然共、刑罰は法律の一要素としては、常に其危険或は執行に依てのみならず、其表示する道德的觀念に依て善良なる政治の手段たる者なり、故に刑罰を加ふるは其職任の目的を達するに絶對的に必要なるには非ず、之を執行する政治の業務は代用されることを得るものにして、赦罪の各場合に於ては基督の苦難を以て代用せらる、而して道德政治の福利は之に依て同じく保存せられたるあり、
 斯の如き關係を有する公義の目的は最も深き興味を含有す、是等の目的は道德界の主治者たる神の尊榮及び權威、道德的存在者の最も神聖なる權利、及び最も高き安寧、罪惡の最極の制限、及び正義の擴張を含有す、神の公義は是等の目的を重んぜざるを得ず、之を忽畧に附するは公義たるを失ふことあり、公義は刑罰の手段に依て其目的を保護せざるべからず、但

し赦罪をして其保護に悖らざらしむるが如き條件的代用を基本とする
 の場合を例外とす、而して斯の如き代用は唯基督の代理的犠牲中に發見
 するを得るのみ、是等の目的を達せんが爲に、其苦難は贖罪とあるもの
 して、赦罪に依て道德、政治に於ける公義の責任及び刑罰の職任を成就す
 るものあり、

第二章 贖罪の現實

本章中には吾人は贖罪を教理とせずして、單に事實として論述すべし、而
 して基督の代理的犠牲は神の赦罪の客觀的基本を構成するの意義如何
 は後に論述すべし、

第一款 證據の事實

其解釋の如何に異なるにも拘はらず、何人も聖經的として信受すべき正

確の事實存す、吾人は是等の事實を以て基督の中保に於ける贖罪の現實
 に關する確固不拔の證據とす也、

第一節 救拯の公報 福音は罪惡に沈淪せる世界に賜はりたる無比の
 公報なりとす、其福音の名稱「ト、エバンゲリオン」は其嘉音たるを徵す、
 是れ「福ある神の榮の福音」(提摩太前一〇十二)神の恩の福音(使徒二十〇廿
 四)爾曹を救ふ福音(以弗一〇十三)あり、赦罪及救拯に於ける自由の恩賜は
 基督の福音の冕冠たり、

第二節 基督に於ける救拯 天啓中の大事實は基督の使命あれども、其
 使命の大目的は罪人の救拯ありとす、聖經は常に此目的を證明し、特に基
 督を救主として啓示す、告示の神使は來るべきメシヤに關して命令を下
 して曰「其名をイエスと名くべし、蓋その民を罪より救はんとすればなり、」
 (馬太一〇廿三)又牧者に慶賀すべき降臨を報するにも同一の言を以てせ
 り、懼ること勿れわれ万民に關りたる大なる喜の音を爾曹に告べし、それ

今日ダビデの邑に於て爾曹の爲に救主うまれ給へり、是れ主たるキリストあり、(路加二〇十二)而して之に加ふべき他の本文は基督に於ける救拯を示せる是等の明白なる言を強むるに外ならず、神の其の子を世に遣し給へるは世の罪を定んとに非らず、彼に由て世を救はんが爲なり、(約翰三〇十七)此は誠に世の救主と知たればあり、(同四〇四十二)父爰に其子を遣はして世の救主と爲せり、我儕すでに之を見たり、今その證をなすなり、(約一書四〇十四以上の本文はたとへ大數中の小數に過ぎずといへども、福音中に自由に賜はりたる救拯は基督に於ける救拯ありとの事實を確證するに足れるものあり、

第三節 基督の苦難に於ける救拯。この眞理は罪人の救主たる基督の使命を示せる數多の本文によりて公言せられたり、一々之を引證せば數多の紙面を蔽ふを以て、吾人は其一部分を示さんとす、彼はわれらの愆の爲に傷られ、われらの不義の爲に碎かれ、みづから懲罰をうけてわれら平

安をあたふ、そのうたれし痰によりてわれらは癒されたり、(以賽亞五十三〇五)以賽亞五十三章全体は同一の眞理を以て満ちたるものにして、新約の一層高尚ある啓示を明白に先見したるものあり、其義を彰さんとしてイエスを立て挽回の祭物とせり、即ち其血を信するもの、挽回の祭物たるなり、(羅馬三〇廿五)今其血に賴て我儕義とせられたれば、況して彼に由て怒より救はるゝ事あからん乎、(同四〇九)キリストも一次罪の爲に苦を受く、義者不義者に代れり、是れわれらを引て神に至らん爲なり、彼その肉体は殺れ、其靈は生がされたり、(彼得前三〇十八)其子イエスキリストの血はすべての罪より我儕を潔む、(約一書一〇七)願くは我儕を愛し、其血を以て我儕の罪を洗潔め、我儕をして王とせし、祭司とせしてその父の神につけしむる者に榮光と權力世々窮あぐあらんことをアーメン、(黙示一〇五、六)吾人の救拯を基督の代理的犠牲に明白に歸する是等の言は天と地の境界より聽くことを得、之に類し、之と等しく明白なる言は其境界地の更に

背後より聴くことを得るあり、是れ在天の聖徒の救拯を同一の贖罪の血に歸する所の言あり、是等は大きな艱難を経て來れり、曾て羔の血にて其衣を滌ひ、これを白くなせるものあり、是故に彼等は神の寶座の前に在り、かつ神の殿にて夜晝神に事ふ、(同七〇十四、十五)是等の本文は基督の福音に於ける自由の恩賜たる救拯は、其苦難及死に由て備へられたる救拯なりとの第三の事實を聖經の事實として充分に證明するあり、

第四節 其贖ふ所の死の必要 基督の代理的犠牲は發端的若くは絶對的必要にはあらずして唯赦罪の充足ある基本として必要ありとす、而して救拯は曾に直接に其血に歸せられたるのみならず、其贖ふ所の死はこの救拯に欠くべからざるものとして公言せられたり、己に斯く録されたり如此キリストは苦難をうけ、第三日に死より甦るべし、又その名に託りて悔改と赦罪はエルサレムより始まり、万国の民に宣傳られん、(路加廿四〇四十六、四十七)斯の如くにして基督は曾に預言的聖經を成就せんが爲

のみならず、其降世の久しき以前、其代理的犠牲の準備として預言せられたる救拯を成就せんが爲に苦難を受けたるなり、彼の苦難及死に基てのみ、悔改若くは悔改の恩寵若くは赦罪を宣傳するを得べし、是れ無上の利益あり、此外別に救ふことなし、蓋天下の人の中に我儕の依頼て救はるべき他の名を賜はざればあり、(使徒四〇十二)この本文の語勢は、是等の事の十字架に釘せられたる基督に就て肯定されたるの事實に存す、若し義とせらるると律法に由らば、キリストの死は徒然ある業あり、(加拉二〇廿一)この本文と關係せる所に於て、使徒パウロは己れを愛し、己れの爲めに自らを捨てたる基督に於ける信仰に由て、自己の心靈的生命の現實となりたるを確言せり、救拯に於けるこの生命は律法に由て得べからざるものにして、唯基督の犠牲的の死に由りてのみ得べきを彼は公言せり、若し他の方法存するとせば、基督の死は徒然に歸す、赦罪及救拯の爲に、其贖ふ所の死の必要あるを之よりも、一層明白に且つ一層強く示すこと能はざる

べし、若し人を生しむる律法を賜りしからば義とせらるゝは必ず律法に由るべし、(同三〇廿一)この言も亦其必要の同一の真理を示せり、生命は贖主たる基督に由れるものにして、他に一切其方法は存せざる也、

第五節 基督の苦難の唯一の解釋 基督の苦難は自己の罪の爲にはならず、又其苦難は贖罪としての外は公務上必要あるにあらず、彼は之を避くるの權を有すれども、罪惡に沈淪せる世界を愛するの情と、父の聖旨に孝順せんが爲に之を忍べるのみ、(約翰十〇十八)其苦難は父若くは子の利益の爲にはあらずして、唯人類を救はんが爲に撰擇せらる、其苦難は父と子の双方に取ては、莫大の犠牲なりき、子は其苦難の恐るべき深底に下るを欲したるも、尙ほ其性質よりして畏縮するを免れず、三たび其靈より發する祈禱は其愛する父に奉けらる、吾父よ若しかば、此杯を我より離ち給へ、(馬太廿六〇三十九)彼之を飲みたる所以の理存せざるべからず、而して其必要の理は他に世界に救を與ふるの道存するを得ざるに在るや、

明白あり、贖主たる子の是等の甚しき苦難は贖罪の現實を證明する也、第六節 救拯に關して信仰の必要 既に示せる所にして、聖經の確證したる事實は、贖罪の基督の苦難及死に依れるを確定す、是等の事實は贖罪の現實を越へ、進て其必要を決定す、是れ著しき事實にして、贖主たる基督に於ける信仰は救罪及救拯の真正必要の條件たるを證明す、然共、之が適用は福音を有する人民に限るものにして、この條件は福音を有せざる人民に要求するを得べからず、吾人は福音を有せざる人民の救拯存すべきを疑ふものにあらず、彼等の唯一の救拯も亦基督に依るべきものとす、彼等の爲には神は其智慧及恩愛を以て神自身の方法を備へ給ふべし、さりどて福音を有する凡ての人民に對する信仰の要求は、福音を有せざるものゝ場合に毫も關係あるにあらず、而してこの要求の事實は基督の犠牲に於ける贖罪の證憑に適應すべし、贖ふ所の死の觀念を聯結したる基督に於ける信仰は、一般に救拯の真正

必要の條件として示されたり之を證明する本文は數多にして能く人の熟知する所あり吾人は其例證として大任命を擧ぐべし曰「イエス彼等に曰けるは徧く世界を廻りて凡ての人に福音を宣傳よ信じてバプテスマを受るものは救はれ信せざる者は罪に定らるゝ也」馬可十六〇十五、十六基督は徧く世界に福音を宣傳すべき嚴肅なる命令を其傳道者に下し而して殊に十字架に釘せられたる基督自身を宣傳すべきを以て其公布したる大救拯の條件を明瞭に示すは甚だ適當にして且つ欠くべからざる事なり基督は最も明白ある言を以て之を示せり基督に於ける信仰は甚だ明白に示されたる條件にして是れ無上の要求あり而して主は信不信の其異なる結果を公言して以てこの事實に重きを置けり是れ唯一の證憑的本文たりしを以て赦罪及び救拯の真正必要の條件として基督に於ける信仰の事實を決定せり

吾人はこの普通の見解に關して他の例證を加ふるを得、モーセ野に蛇を

擧げし如く人の子も擧げらるべし凡て之を信するものに亡ることなくして永生を受けしめんが爲あり、(約翰三〇十四、十五)火の蛇に咬まれて死に垂んとするイスラエル人のモーセが陣營の中に在て杆上に載せたる銅蛇を觀るに由て生くるを得たる如く吾人の救拯も亦贖罪の犠牲として十字架に載せられたる基督に於ける信仰を以て其條件となせり

此事實は尙一層直接に左の言に依て示されたり神は忍で已往の罪を寛容に爲給ひしかど其義を彰はさんとしてイエスを立て挽回の祭物とさせり即ち其血を信する者の挽回の祭物たる也、羅馬三〇廿五、廿六此にては赦罪は基督の挽回の血を以て其基本とせし基督に於ける信仰を以て其條件とせり斯の如きは罪人を義とするに依て神の義を彰はす贖罪の政度ありとす

若し基督の血は真正必要の贖罪にあらざとせば信仰は斯の如くに要求せらるゝことを得ざりしかり若し悔改は赦罪の充分ある基本ありとす

るも尙實行的の勢力を得んが爲には一定の宗教的眞理を信するを要す。斯の如くにして能く悔改存するを得るのみ、然共、斯の如きは吾人の由て以て義とせらるゝ信仰にはあらず、是等の二種の信仰の職とする所一からざるや明白あり、悔改に要する信仰は其了會する宗教的眞理の實行的勢力に由て働くものかれども、義とせらるゝの信仰は罪の挽回として基督の血を了解し、直接に之に信任し、直接の恩賜として赦罪を受くるあり、基督に於ける信仰に由て義とせらるべき眞理を吾人に最も明白に教示する聖經をば、他の説を以て解釋するを得ず、義とせらるゝは赦罪に依るものにして、罪人を義とするの道は斯くあらざるを得ざるあり、基督の贖罪に於ける信仰と義とせらるゝことの直接必要の結合、並に赦罪其物の即時に起る事とは、義とせらるゝ信仰の特殊の職掌を決定す、故に此二種の信仰を混同するは甚しき攪亂を醸すものと云ふべし、基督に於ける實行的信仰にして、且の最高の道德的勢力たるべき信仰あり、是れ或は義とせらるゝ信仰に先ち、若くは之に次くものとす、この信仰は基督の福音中に含有さるゝ實行的大教訓を了會するものにして、信仰に由て之を了會するは其實行的勢力の必要的條件あり、靈魂は斯の如くにして其道德的動機を懐くものにして、其實行的感化を實現するも亦之に依れり、是れ信仰の實行的勢力の重大なる要素の哲理ありとす、神の愛及贖罪的中保に於ける基督の犠牲を示し之に訴て凡百の實行に道德力あらしむるの法則を興ふるものもこの信仰あり、

斯の如きは道德的感化説に於ける信仰の唯一の職掌あり、吾人は基督の中保に於ける實行的大教訓の事實を十分に承認し、吾人の主張する教理も亦其信仰の勢力の最大要素と結合す、然共、吾人は其道德的教訓の如何に價值あるにも拘はらず、之を以て正當なる贖罪の要素、殊に贖罪其物と解説する説に反對す、是れ道德的感化説の誤謬の存する所あり、之が主張者が正統派教會に屬する時にも皆其主張する所一ありとす、博士ブシユ

キルの贖罪論第一は之が例證あり吾人はフレデリック、デニソン、ムユリスに於て他の例證を有す其言に曰疫病及疾病に悩める人々に對する愛の各行爲、群衆に與へたる各比喩、其門徒と語れる各議論は彼の善き行を見て在天の父を榮めしめんが爲に、人の前に其光を輝かせしことあり、是れ其降世の目的たる事業にして、彼其靈を託たる時に其事業を完結せりと斯の如くにして基督の犠牲は道德的教訓の實行的勢力によりて其贖罪の職掌を完結せり、右の說に依れば山上の垂訓、奇跡、傳道、及び仁愛は其十字架上の犠牲と同じ手段に於て其贖罪の要素とあるものあり、然らばこの結果として、信者も亦其善行の光に由り、同じ手段に由りて罪を贖ふものにして、この手段こそ基督の贖罪の由て成れるものありと云ふに至るべし、是等の事實のみにても、其教系を論破するに足るや疑ふべからず、然共、此に此說に對して吾人の特別に抗論する所は、義とせられ赦罪を得るの條件として、基督の挽回的事业を信する信仰の特殊の職掌を否定

したる事に在りとす、是れ自己の教系に符合する所にして、必然的に斯く論せざるを得ざるあり、然共、信仰には右の如き職掌ありて、宗教的生活に於ける實行的勢力たる職掌と明白に區別せられたり、而して赦罪を得んが爲に、基督の挽回的犠牲に於ける信仰の特殊の要求は、其苦難及死に基ける真正必要の贖罪を確證するもの也、

第七節 基督は比類なき救主あり。基督は歴史的の人物あり、然共、其歴史、品格、及事業は比類なきものにして、彼は屢人の子と稱せられたるも、尙人と共に分類せらるべからず、科學若くは哲學の如何ある法則も斯の如き分類を許さざるべし、人の狀を有すれども、彼は人の上に卓越す、其生活の事實は新なる歴史、即ち全く比類なき歴史を構成するものにして、其事實は其特異の種類に於ける個人的意識を現示す、この意識の明白なる事實は世界に於ける道德史中の創始特異の神職を有する深奥感覺にして、彼獨り能く之を成就するを得るのみ、人間の靈魂に及ばず基督の生活

の道徳的印象は特異にして其品性及事業の固有性に適合す人間及び神使の間に在て、彼は其固有の品性及び使命を以て孤立せり。基督の宗教も亦比類なきものとす、是れ彼は宗教の創立者として獨得特異あるに因る、彼はこの點に於ても、亦科學的意義に於ても他人と共に分類さるべからず、各宗教は多少其創立者の性質を帶ぶるものにして彼の思想と感情は其宗教に加はれり、其宗教は彼の心意の模型に鑄造せらる、其宗教の目的と勢力とは其主觀的生命の發現あり、殊に基督は其自己の宗教中に自己の靈魂生命を入れたるに於ては其比あるを見ず、最高の意義に於て、其宗教の目的と勢力は其心意の發現あり、是故に己れと同心をらしむるは基督教的生命の最高の現實あり、彼の宗教は彼の發現あり、然共、宗教創立者たる彼の特質は、其生命の質に於ける程に、其宗教中に入れらる其生命の量に存するにあらず、故に其宗教の自餘の宗教と異なる所以は、彼自ら一切自餘の宗教創立者と異なるに在り。

基督の宗教は救拯の宗教としては比類なき宗教あり、而して其特異ある所以は、常に救拯の事實に在るのみならず、殊に其性質の特異あるに在り、其宗教は赦罪及び道徳的更生に於ける救拯にして、數多の人々の幸福ある實驗中に實現せらる、而してこの救拯は修煉の結果、若くは個人的功德の報酬、若くは過料財寶を以て買求めたるものにあらず、神人に關し、殊に人間の道徳的狀態及び心靈的運命と需要とに關する深遠ある眞理を基礎としたる宗教は、斯の如き條件に依て斯の如き救拯を與ふるを得べからず、是等の手段は目的を達するに足らず、この救拯は唯神の恩恵及び心靈的勢力に由りて與へらるるを得るのみ、この救拯に由りて罪惡は掃除せられて靈魂は更新す、又之に依て基督に於ける新生命發生し、この生命中に救拯ありて斯の如き救拯は他宗教の供すべきものにあらざる也、就中基督は自己の犠牲に由て吾人を救ふの點に於ても亦比類なき救主あり、其救拯は其神性、若くは人性、若くは神人たる比類なき品性、若くは其

教示たる宗教中の教訓、若くは模範として世界に示せる完全の生活、若くは吾人を愛せし其愛情、若くは生命、教訓、及愛情の結合したる道德的勢力に存するにあらざりて、其十字架即ち贖罪たる其十字架の寶血に存す、天啓の聲はこの眞理を發表するに於ては常に特異不變にして勢力あるものあり、この發言は基督の救拯的事業を明瞭に啓示する一切の事實及言語を示す、此に之を一々引用するを要せず、其二三は既に之を引用せり、其他は適當の場合に示さるべし、此にては唯其説を強く論定するを要するのみ、基督は赦罪の基本として其血を以て贖罪をかしたる救主あり、彼は斯の如くにして獨一無二の救主あり、其事實は之を否定するを容れざる程に明確ありとす、聖經に熟達し、其心靈的性質の公平ある人は何人にても之を疑ふことを得ざるあり、

是は根本的事實にして基督の救拯的事業を解釋するに於て看過すべからざるものとす、基督の外は何人たりとも其宗教の完全有效の救拯をば

自己の生命と死を以て成就せしとの要求をかせしものあり、他に基督の如き救主あり、またあることを得ざるあり、若し救主は唯道德的感化に由るのみとせば、善人は皆基督の如く救主にして、其方法は一にして、唯其感化の量を異にするに過ぎざるべし、斯の如きの説は聖經を解釋し、若くは基督教徒の意識の最高最善の形狀に適應するを得べき乎、基督と同意義に於ける救主にして、唯其感化の量を異にするに過ぎずと吾人の公認すべき人は基督教歴史中の何人ありしや、基督に啓示せられ、教會の生ける信仰に依て了會され、而して最も眞正なる基督教徒の實驗中に實現されたる如く實に基督は唯一の救主あり、彼は其血の贖罪に由りてのみ救主たるを得るものにして、救主としての最高の特質及他の人と異ならしむる所以のもの、此に存す、基督教の如何ある教系たるを論せず、この見解に矛盾するものは聖經に背き、福音の救拯學に悖り、基督教時代の活ける宗教的信仰及意識に違ふものあり、吾人は基督の救拯的事業に於ける一切

特異の實質を放棄して、この場合の一切の確實ある事實を破るにあらざる以上は、吾人は赦罪及救拯の唯一必要の基本として、其死に依れる眞正の贖罪を維持せざるを得ざる也。

第二款 證據の辭

基督の贖罪に關して異説を主張する者は其教理に於てこそ異かれ、事實に關する聖經の證據に於ては全く一致せり、彼等の解釋は多く吾人と一致すれども、彼等は贖罪の現實を超過し、自己の教理を強ひて聖經の解釋に附會せしめんとするに至ては吾人と大に異かれり、吾人は一層便利の方法として守るべきは成るべく、一時に一問題を論ずるに在りとす、故に今吾人は贖罪の事實に關する重要ある辭を論述するに於てこの方法を遵奉すべし、而して其辭の含有する教理をば後に論述すべし、
之を論ずるには一定したる方法存するにあらざる、或人は各本文を取り、或

人は聖經記者の順序に従て其本論に關するものを漸次に論述し、或人は贖罪の一層特別ある辭の順序に従て進み、之に適合する事實及本文を別々に其下に蒐集せり、吾人は最善の方法として、殊に吾人の試みんとする簡短の論述に適するものとしてこの方法に従ふべし、

第一節 贖罪。この辭は舊約中に屢使用さるゝも、新約中に唯一回使用されたるのみ、原語の「カトファル」ある辭は蔽ふの義にして、罪を蔽ひ、罪を赦し、刑罰を免れしむるの義にて、其名詞の形狀にては、贖罪、挽回、賠償の義あり、

この辭の發端の意義は、贖罪と云ふ義にはあらず、適用に依て斯の如き意義出て來れり、而して其意義は多くの他の辭の歴史に於けると同じく其使用するに依て廣くかれり、斯る場合に於て嚴密に其發端の意義に拘泥するは其含有する一層深遠ある觀念を示すに適せざるあり、
この辭に由て示されたる如く、贖罪は儀式上の不潔を除き、又は神聖ある

奉事に適當せる資格を得せしむる爲に屢使用せられたり、物類及び人物に適用するにはこの意義を含有す、然共、吾人は未だ充分の意義を得たるにあらずして、唯其一層深遠なる意義の預表たるに過ぎざる也、此辭の一層嚴密なる道德的及合法的關係に於ては、吾人は低義及高義を許容するを得、而して低義を基本として高義を除去する人々の意見を容れざるあり、數多の例に於ては、贖罪は無知の罪と稱せられたるものゝ爲に行はれたり、(利未四〇十三—二十六、五〇十七—十九、民數十五〇二十四—二十八)是等の罪は公義及法律に於ける責任なきとの説は正當ならず、マヅ一曰「故意に出でたる無知は絶對的にして避くべからざるの性質を帶ふるものたるを得ず、明白に彼等の法律を布告し、日夜之を學習すべき嚴重の責任あるを以て、彼等は之が責任を負ひ、其結果として一定の程度に於て有罪たるべきなり」と、又斯の如きの罪は甚だ重きものにあらざるを以て、贖罪の眞正の意義を有せずと云ふべからず、

たとへ斯の如き例にては有罪の性なく、從て贖罪の證據存せずとするも、この事實は最も深き責任の爲に贖罪の存する例に影響を及ぼすものにあらず、斯の如き例實に存せり、(利未六〇二十七)而して高義の例に低義を置き、就中、低義の存するが爲に高義を否定するが如きは、聖經釋義の法則を破りたるものと云ふべし、

贖罪の一層高き道德的及合法的關係に於ては罪及び審判的刑罰の事實存す、犯罪者は刑罰を受くべき責任を有す、然らば代理的犠牲及び赦罪も亦存すべきあり、この事は引證したる聖經の本文に依て明白あり、他の本文にして之と同じく正確なるものを他の關係に於て示すべし、

この辭の使用中には犠牲を要せざる贖罪の例存せり、金の犢の禮拜に於ける偶像崇拜の罪ありし後に、モーセは其懇願に由りてイスラエル人の代りに贖罪を行へり、(出埃及三十二〇三十一—三十二) アロンは其香爐を以てコラの謀反の後會衆の代りに贖罪を行へり、(民數十六〇四十六—四十

八)ピテハスは其宗教上の熱心を以て人民の代りに贖罪を行ひ、神の怒を彼等より取去れり、(民數二十五〇十一—十三)斯る事實に基て贖罪の犠牲と神の赦罪との間に直接必要の關係ありと主張し、從て基督の犠牲中には贖罪の犠牲的制度的證據ありと主張する者なきにあらず、是れ前後矛盾するを免れず、法律の犠牲は唯摸表的にして實體的の贖罪にあらず、(希伯來十〇—十一)故に一定の種類の犠牲はこの儀式に取ては特別に適合するも尙摸表的の適合は實體的の適合あらざるあり、是を以て贖罪の是等の犠牲は之を變更し、若くは除去するを得べくも、基督の犠牲に於ける贖罪に至ては、實體的にして真正必要のものたるあり、犠牲的の制度に基ける贖罪の證據は基督の祭司職、及犠牲を論ずるの場合に論述すべし、吾人は基督に於て成就されたる一定の顯著ある摸表よりして基督の贖罪の證據を得たる程に、彼に使用したる原語の直接の適用、殊に同意義の新約のギリシヤ語を基督の贖罪的中保に適用するに依りて得る所なき

あり、吾人は基督の贖罪的犠牲に原語を適用したる一個の例を示すを得、其引證する句は、メシヤ的たるや明白あり、而して是は基督降世の時代を歴史的結合に依て決定す、然らば是は成就すべき一定の目的を與ふるあり、即ち「惡を抑へ」基督自身の充分ある犠牲に依て法律の摸表的犠牲を終らしむ、「愆を贖ふ」(但九〇廿四)事あり、而して此意義はメシヤは絶れん、但し是は自己の爲にあらざるありとの事實、殊に之と密着の關係を有する福音の事實及言語に照らして、この事實を見るに依て強められたるな也、前に述べたる如く贖罪ある辭は英譯の新約中には唯一回出したるのみ、而して希臘語の「カタラゲ」を常に和と譯せり故にこの本分羅馬五〇十一はこの和と云へる辭に屬するを以て左に之を論述すべし、第二節「和及び和する」と云ふ辭は基督の贖罪的事業に屢々適用されたるものにして、眞の贖罪の明白ある意義を以て適用されたるものと

す。

「若しわれら敵たりし時に其子の死によりて神に和ぐことを得たらんには、況て和を得たる今その生るに頼て救はるゝことを得ざらんや」(羅馬五〇十)是れ敵たるものと和あるを以て、神の怒と審判的刑罰の下に在る人の和あり、而してこの和は神の子の死に由りて成れり、救拯の確證は敵たるものゝ斯の如き和の事實中に存す、神は其恩寵を以て吾人を嘉納するは此の和の成れる後にして、この和を以て條件的基本とせり、基督の死は赦罪をして、道徳的政治中の公義の要求と符合せしむるものにして、斯の如き和こそ贖罪の現實ありとす、使徒パウロはこの事實に左の如き言を加へたり、曰、たゞ此耳ならず、我儕に和を得させ給ひし吾主イエスキリストに頼て亦神を喜べり、(羅馬五〇十二)基督の死に由れる眞の和の喜樂此に存する也。

「一切のもの神よりいづかれキリストにより我儕をして已と和がしむる

職を我儕に授く云々(哥林後五〇十八―廿一)この句の事實は眞正の贖罪の意義を興へたり、和は基督に由りて存するものにして罪を歸せざる事を含有す、即ち吾人は最早絶對的刑罰の下に在るものにあらずして、神の赦罪及友誼恩惠の特權を有す、和がしむるの職、及びこれに關する恩賜と懇望とを合はせて、吾人に授けたるは之が爲あり、而して神基督に於て吾人を己れに和がしむる方法は左の如く示されたり、曰、神罪を識らざるものを我儕の代に罪人とせり、是れ我儕をして彼に在りて神の義となることを得しめん爲あり、(哥林後五〇廿二)この句を公平に解釋せば、贖罪の事實其中に存するを發見せざるべからず、是等の句は吾人の神と和ぐべきを教へたるも、神の吾人と和ぐべきを教へたるにあらずとの抗論をせしものあり、この事實は許容せられたるも、抗論の正確は否定せられたり、反逆を企てたる臣民の神と友たるを得ざる唯一の妨害物は、神に對する臣民の逆心ありと誤解し、其論理の誤謬

の結果として、基督に於ける和は神の赦罪の政治的基本にはあらで、單に悔改、忠順に導く、道徳的感化ありとの結論をかせり、是れ既に論述したる數多の元理及び事實と矛盾せり、又神は基督に於ける和に由りて、自己を吾人に對する恩惠者の地位に置き、然後、この和の基本に依り悔改信仰を勧め、其賜はりたる赦罪及愛を受くべきを教示する句にも矛盾せり、斯の如くにして神の條件的和を基本として、現實の和及交互の友誼次々來るべし、

一步進で云へばこの抗論は和を以て單に和らげらるべき一方の逆心の消滅ありと誤解せり、人は和らぐべき對手の赦罪及友誼を受くるの意義にて、和を解釋すべき場合存するなり、是に就きて人の熟知せる例存せり、撒母上三十三〇四、馬太五〇二十三、三十四、反逆の民に適用せばこの辭は始めて 統治者と關係を有するあり、和^〇け^〇ら^〇る^〇とは之を其主權に謀反せる臣民に就きて云ふ時は、赦罪を受べき状態に入ることにして、彼等は自

己をして赦罪を受くるに足るべきものとあさしむる勢力中に之を有す、換言せば彼等の逆心を放棄するに依るあり、……故に基督に由りて受けたる和とは、墮落以來の凡ての人間をして基督の從順に由りて設置したる恩惠的新約の下に置く事にて、赦罪及永生は其恩惠的要求を成就するに依りて彼等に賜はるあり、マリナイト氏書簡論是れ基督に於ける和を精密に論述したるものにして、其中に贖罪の事實の存するを示せるもの也、

第三節 挽回^〇 挽回^{なだめ}らるゝとは赦罪及び恩寵を與ふるの性情を發生することにして、被害者をして加害者に恩愛赦免を與へしむるを云ふ、挽回とは之に由りて恩寵的變化の行はれたるを云ふ、故に吾人の罪の挽回、及赦罪の基本たる基督の中保、若くは其實血は贖罪あり、如何となれば罪の挽回は神ある統治者の恩寵赦罪に關係するを以てあり、

此に特別に注目すべき三個の要點あり、即ち一は罪人に對する神の挽回

の性質あり、二は基督の贖罪的中保と挽回との關係あり、神の挽回らるゝとは罪人に對して赦罪を賜ふの性情を發生するの謂にて是れこの辭の定義ありとす、是と同一の意義は挽回的犠牲と直接の關係を有せずして聖經的に示されたり、この事實は基督の血の挽回的職任を一層明瞭ならしむべし、吾人は二三の句を引證して之を説明すべしと雖も上述の意義を一層明瞭ならしめんには原語の「カーファール」を考究せざるべからず、如何とあれば挽回の辭は英譯中に見へざるを以てあり、我が不義はおほいかり「エホバ」よ名のために之をゆるし給へ、詩二十五〇「十一」されを神はあはれみに充たまへば、かれらの不義をゆるして亡ばしたまはず、屢其怒を轉してことくは忿恚をふり起し給はざりき、同七十八〇三十八「主よ聽いたまへ主よ赦し給へ、但以九〇十九「神よ罪人ある我を憐み給へ、路加十八〇十三「己れ彼等の不義を恤みうの罪と惡をまた意に記めざればあり、希伯來八〇十二

以上の句は數多の類似の句中より撰まれたるものにして、神は赦罪の性情を發生し、又斯る恩寵の結果として、赦罪を賜ふの事實に於て挽回られたりとの説を主張するに足れりとす、此に罪あり、又之に對する神の怒あり、此に罪及び神罰を深く感ずるの罪人あり、此に神の挽回によりて赦罪を賜ふべき熱心の祈禱あり、而して神は挽回により彼等に赦罪を與へ、其怒を除き、恩寵の中に彼等を嘉納せり、是等の事實は挽回の意義を確定す、被害者をして恩惠の性情を發生せしめ、且つ赦罪を賜はらしむるものは挽回あり、赦罪の理由及基本は挽回にして、斯の如き挽回は即ち贖罪あり、基督は罪の爲の挽回の祭物あり、是れ其犠牲的の死に於て、又神の恩寵及赦罪の關係に於て然る者とす、其義を彰さんとて「イエス」を立て挽回の祭物となせり、即ち其血を信する者の挽回の祭物たる也、羅馬三〇廿五「此句中に眞正ある挽回の一切事實存せり、即ち其事實とは神に對する罪科と

しての預想されたる罪、及之に對する神の怒罪の爲めの挽回の祭物たる基督の血、この挽回の祭物に由れる神の恩寵及赦罪是あり、基督の血は神に對して其挽回的職任を成就するを以て、其中に贖罪存するあり、聖經の他の句も亦同一の眞理を示せり、彼は我儕の罪の挽回の祭物あり、第に我儕の爲のみならず、徧く世の爲の挽回の祭物あり、「われら神を愛するに非ず、神われらを愛し、我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の祭物とせり、是れ即ち愛あり、」(約一書二〇二、同四〇十)罪の爲めの斯の如き挽回の祭物こそ基督に於ける贖罪の現實ありと云ふべし。

第四節、贖(英語の「レデム」フシヨシ)希臘語の「ルトロ」最も確實に贖罪の事實を示せる數多の本文は此辭の下に分類せらるるを得べし、贖とは明晰適宜の定義を有す、贖とは價を拂ふて買ひ戻し、又は贖ひ、又は奴隸俘虜若くは死より解放するの義あり、是れ其古典的、聖經的意義ありとす、

モーセの法律に依れば、譲られたる土地は贖若くは代價を拂ふて回復せらるるを得、是れ即ち贖あり、斯く他人に譲りたる財産に於て若し前以て贖はれ居らざる時は、禧年に及で價を要せずして回復さるるを得、然共、この回復は贖金を拂はざるの故を以て贖とは云ふべからず、(利未二十五〇廿三、廿八)自己を奴隸に賣りたる貧しきイスラエル人は自己を賣りたる年期の残れるものに價を拂ふに依り、其奴隸より贖はるるを得、是の如きは彼の贖ありとす、然共禧年に及で得る所の自由は價を要せずして來れるを以て之を贖とは云ふべからず、(利未廿五〇四、廿七、卅五、卅四)是等の事實は前に示せる贖の意義を確定す、更に己が生命を罰として他人に委したる場合には左の及き法律あり、若し彼贖罪金を命せられれば、凡てその命せられしものを生命の償ひに出すべし、(出埃及二十二〇三十一)是れ贖の例ありとす、而して人を殺せし者の生命は就ては贖罪金を許容せざるの事實中にも同一の意義存するあり、(民數三十五〇三十一)

此辭は屢單に釋放の意義にて應用さるゝも、一層真正にして深き意義に矛盾するにはあらず、贖の結果として釋放存するものにして贖金を出すは釋放せんが爲あり、事物の結果に其名を附し、若くは其意義の一部分を構成するに止まるものに其名を附するは適當の習慣にして、たとへ一層深き意義をば單に釋放するの意義に限るを得ざるも、此の如き習慣は其一層深き意義と兩立するものあり、是れ前に示せる例に於て其眞理たるを知るのみならず、基督の贖に就きて亦眞理たるを發見すべし、吾人は贖の辭を基督の救拯的事業に適用する數多の本文中其二三を撰むべし、

「人の子の來るは……おほくの人の代りて生命を予へ、その贖とあらん爲あり」(馬太二十〇廿八)彼万人に代り己を棄て贖とあせり、(提太前二〇六)「ルトロン、アンテルロン」ある希臘語は奴隸解放、若くは過科として失ひたるものゝ回復、若くは刑罰的責任の賠償として與へられたる贖、若くは代

價を表はすの辭ありとす、斯の如く罪及死より吾人を釋放し、吾人の失へる心靈的生命を回復せんが爲に、基督は贖として其生命を與ふるあり、贖は其一層深き意義に於ては是よりも明白に表はすを得ざるべし、眞に吾人は價を以て買はれたり、(哥林前六〇二十一)「そはあんなら贖はれて……離れしは銀や金の如き壞る物に由るにあらず、疵なき汚なき羔の如きキリストの寶血に由る、(彼得前一〇十八、十九)他の場合に於て金銀は贖を構成するが如く、基督の血も吾人の罪を贖ふの代價たるあり、

「キリスト我儕の爲に己の身を捨給へり、是われらを諸の罪より贖ひ出し、(提多二〇十四)是故に彼は新約の中保とされり、是れ始の契約の時に犯せる罪を贖ふべき死あるに由て召れたるものゝ窮なき世嗣の約束を得んが爲あり、(希伯來九〇十五)此に眞正の贖罪を吾人に與ふる事實存せり、吾人は罪の刑罰を受くべき罪人あり、而して基督は吾人の贖として其生命を與ふるあり、

「キリスト既に我儕の爲に誼はるゝ者とかりて我儕を贖ひ、律法の誼より脱しめ給へり、そはすべて木に懸るものは誼れしものなりと録されたればあり、(加拉三〇十三)然ども期すでに至るに及びて、神その子を遣はし給へり、彼は女より生れ、且法律の下に服したり、これ律法の下にあるものを贖ひ、我儕をして子たることを得しめんが爲あり、(同四〇四、五)贖を受くるものは法律の下に在り、且つ法律の誼の下に在るなり、前者は後者の意義を含有す、法律とは自然法、若くはモーセ法を指すの別なく、贖の事實は同一なり、孰れの法律の下に在るも人は罪人にして、其法律中に救拯存せざるなり、贖とは罪の刑罰、即ち法律の誼より免るゝ事にして、之と同意義は贖の目的は、子たることを得んが爲ありとの事實によりて決定せらる、十字架上の基督の死は即ち贖なり、

「只キリストイエスの贖に頼て神の恩を受け、功あふして義とせらるるなり、(羅馬三〇廿四)その恩の豊あるに由て彼にある我儕その血により贖、即ち

罪の赦を得るなり、(以弗一〇七)此に吾人は贖の同一の事實を有す、吾人は罪人にして神罰の下に在り、而して基督の血に由れる贖は吾人を義とし、吾人の罪を赦さんとするに在り、
 斯の如きは耶穌基督に由れる贖の事實あり、人間の罪惡及刑罰、之に對する赦罪、及救拯、恩惠的變化の由て起る所の贖たる基督の血より考ふる時は基督の死に於ける贖罪の事實を否定するは背理たるを免れざるなり、
(譯者曰此に著者は博士ヨルダニヤ氏の神性論を引用したれどもキリシヤ語の議論にして其語に通せざる人には解し難きを以て此に之を譯出せず)
 贖の辞は贖罪の字典中に在て重要なる位地を占有するものにして、説明の辞として贖罪に代用せられたり、この辞は謬妄の教理に附會せらるるを得るものにして、其結果は商賣的贖罪論とあるに至るなり、然共、是の如きはこの場合に於ける類例を無根の極端に應用したるに在り、贖は其行はれたる範圍に由て變更せらるる浮屠若くは奴隸の贖金は、之を仕拂ふ人の一身上の利益とあるものにして、即ち彼の賠償あり、この處置は交易亦

り、死刑を金額に換ふる時は贖金は刑罰的にして且政治的かれども、亦政治に取ては貨幣的価値を有す、神政治中には贖の斯る要素存するを得ず、贖は之が爲に贖罪の意義を失はずして、反て謬妄の教理に對して防禦するを得べし、類例の極意は賠償的贖の事實中に存す、是れ賠償の性質中に存する廣き區別に符合するあり、贖の事實中に廣き區別存す、或る場合に於ては個人的貨幣的賠償とあり、他の場合に於ては政治的価値の賠償とあるあり、又或る場合に於ては商賣的交換として金錢を以て浮屠若くは奴隸を贖ひ、他の場合に於ては刑罰の政治的交換として基督の血は靈魂を贖ふあり、贖の價は前者の場合に於けるが如く、後者の場合に於ても其結果と離るべからざるの關係を有す、是れ基督に於ける贖罪の現實を吾人に與ふるものにして、毫も商賣的要素を容れざる教理を吾人に與ふる也。

第五節 代用 この辭は正式的に云はゞ、聖經の辭にはあらずといへど

も、基督の救拯的事業に適用するに依て、數多の本文の意義を適當に表するものとす、是れ「贖」の辭の如く謬妄の教理に附屬せらるるを得、是れ代用を誤解するより生ずるに過ぎず、然共、吾人は尙唯贖罪の事實を貴ぶものにして、之が證據として赦罪の基本たる基督の代用的苦難を要するに外からざる也。

イザヤ書の第五十三章は明かにメシヤを表はしたるものにして、代用的贖罪の事實を明示す、吾人は詳細ある批評的解釋を企てざるべし、是れ屢試みられて現實的贖罪の意義を示すに於て成功せり、吾人は其重要ある言を引用せん、彼は我儕の愆のために傷けられ、われらの不義のために碎かれ、自ら懲罰をうけてわれらに平和を與ふ、その打れし痕によりてわれらは癒されたり……彼は屠場にひかるゝ羔のごとく……されどエホバはかれを碎くことをよるこびて之をちやまし給へり、斯くてかれの靈魂とかの献物をあすにいたらば彼の手をみるを得……彼はおほくの人の

罪をおひ、愆あるものゝ爲にどりかじをせり、是等の言は基督の苦難に於ける代用的贖罪を確證する也。

「我儕尙は弱かりし時キリスト定りたる日に及で罪人の爲に死たまへり、それ義人の爲に死るもの殆ど少かり、仁者の爲には死ることを厭ざるものもやあらん、されどキリストは我儕の今は罪人たる時われらの爲に死たまへり、神は之によりて其愛を彰じ給ふ、(羅馬五〇六十八)此句は代用に由れる贖罪を示せるや疑ふべからず、基督の代りて死せる人は不度あるもの、罪人にして又敵として示されたり、之を以て觀れば、彼等は刑罰の状況中に在り、彼等に代はれる基督の死の中に其義とせらるべき基本存す、是れ法律の行に由りて得べきものにあらず、是等の事實は代用に依れる贖罪を吾人に示すものにしてこの意義は他人の爲に己が生命を棄るの假想的場合に依て確證せられたり、他人の代りに己が生命を代用し、自己の代理的犠牲に由て他人を救ふの假想あり、斯の如く基督は罪人たる吾

人の代りに死給へり、是れ赦罪及救拯を與へんが爲あり、是れ法律に於ける代用あり、刑罰的代用にあらずして政治的代用あり、即ち之に依て法律は道德政治の爲に其職任を成就す、代理的犠牲とは之を謂ふ、

「かれ木の上に懸て我儕の罪を自ら己が身に任給へり、是れ我儕をして罪に死て義に生しめんが爲あり、彼の鞭打れしに因て爾曹醫れたり、(彼前二〇廿四)此句はイザヤ第五十三章を引證したるや明白にして代用に由れる贖罪の同意義を示せるあり、

キリストも一次罪の爲に苦を受く、義者不義者に代れり、是れわれらを引て神に至らん爲あり、(同三〇十八)吾人の罪は吾人を神より遠ざけて刑罰の下に置かしむ、故に唯赦罪に由りて和及友誼存するを得るのみ、基督は吾人の代りに吾人の爲めに苦難を受け、以て赦罪を備へたり、即ち義者は不義者に代はれり、是れ代用的苦難に依れる贖罪の現實ありとす、

第三款 祭司職及犠牲

六十

第一節 基督の祭司職 彼の祭司職は預言せられたり、エホバ誓を立て
聖意をかへさせ給ふこととし汝はメルキセデクの狀にひとしくとし
へに祭司たり〔詩百十〇四彼の祭司職の充分の意義は其犠牲的及懇願的
職務と共に希伯來書に示されたり、是故に神につける事については矜恤
と忠義ある祭司の長となりて民の罪を贖はん爲に諸事に於て兄弟の如
くあるは宜あり〕(二〇十七)然ば我儕に霄雲を通りて昇りし大なる祭司の
長、即ち神の子イエスあり故に我儕信する所の教を固く持つべし〔四〇十
四〕我云へる所の肝要は是の如き祭司の長の我儕にあることあり、彼は天
に於て大なる威光ある者の位の右に坐し〔八〇一〕是等の本文は其祭司職
につきては疑を容るゝの餘地を許さざる也、
第二節 基督の犠牲的職任 法律に依れば贖罪の爲に犠牲を供するは
祭司の職ある如く、基督も亦吾人の祭司長として罪の爲に犠牲を供せざ

るを得ず、是れ單に推測にはあらずして、聖經の言に依れるあり、諸の祭司
の長の立てられたるは禮物と犠牲を献る爲なるが故に、彼も亦必ず献る
所の物あるべし〔希伯來八〇三〕
第三節 彼自身は贖罪の犠牲なり 吾人は彼の犠牲に關して疑を容る
を得ず、彼は自身を供せり、この事實は屢示されたるものにして、其言は
最も深き意義を之に與へたり、また愛を以て行ひキリストの我儕を愛し、
我儕に代りて己を禮物とあし、犠牲となして神の前に馨香あらしめんと
て献給ひしが如くすべし、〔以弗五〇二〕又かの祭司の長等の如く、先づ己れ
の罪のち民の罪の爲めに日ごと犠牲を献べき由あし、蓋すでに一次おの
れを献て之を成ばあり〔希伯來七〇廿七〕況て永遠靈カキリキライにより瑕なくして己
れを神に献しキリストの血は、爾曹に活神を奉事せんが爲死の行を去ら
しめて其心を潔るとをせざらんや、〔同九〇十四〕彼は祭司の長の年毎に
他の物の血をもて聖所に入ることく、屢己れを献ることをせず、然す

六十二

は彼創世より以來しばしば、苦難を受くべきありされど己を犠牲となして罪を除かむが爲に今世の季にひとたび顯現たり(同九〇廿五、廿六)是等の本文中に基督の中保に於ける贖罪の事實を發見せんが爲には別に批評的解釋を必要とせず、是れ其表面に存して其最深の生命中に入るものあり、基督は贖罪の爲に自ら献じたる犠牲あり、彼は吾人に赦罪及び救拯を與へんが爲に、斯る贖罪に於て神に献せられたる犠牲あり、この一個の犠牲の充足する事は主張されたる所にして、贖罪の事實を確證するもの也。

第四節 摸表的犠牲 基督の犠牲を論ずるに際し、古代の犠牲を引證し、之に照らして解釋せば、贖罪の同一の事實を得べし、然共、吾人は此に之を論述せず、唯簡短に引證せば、吾人の目的の爲に足れりとす、

毎年の大贖罪は特別に要用あるものにして、神より精細に命せられたる數多の儀式は神聖に遵奉せられたり、而して其重要なる事實は些少にして

て簡單なりとは雖ども、深遠の意義なきにあらず、祭司長は自己及其家族の爲に贖罪として、憤を献じ、其血を携へて至聖所に入り、之を贖罪所の上は灑げり、之に依て彼は神前に近くを得たり、然後、彼は人民の贖罪として、二個の野羊を擇び、一個を犠牲となし、其血を携へて至聖所に入り、主の前は之を贖罪所に灑げり、然後、他の一個の頭上に手を按じ、彼は人民の罪を其上に認はして之を曠野に放てり、是れ彼等の罪を除去れるの意を示す、(利未十六〇五、廿二)斯の如くにして、祭司長は贖罪を行ふ也、

是等の手段は目的に適當せずとの假定に依て、贖罪の觀念全体を否定するを得べし、即ち斯の如き儀式若くは犠牲の性質中には、赦罪の基本を構成するものありとの事なり、是等の儀式中には、實體的贖罪なき事は許容されたり、是れ實に聖經的見解なり、(希伯來十〇一、十一)然共、之が爲に贖罪の觀念を欠くにはあらず、神の和は現實にして、赦罪も亦實際あり、然共、唯基督即ち、創世より殺されたる羔の代理的犠牲を基本とせざるのみ、彼

の贖罪は未だ正式的に成れるにあらざれども、既に贖罪的經綸及救拯の實効の準備として存在せしなり、而して贖罪の觀念は其充足せる實體に於けると同じく、摸表的犠牲に於ても亦真ありとす、然らざれば利未的贖罪には摸表的職掌なく、從て全く解説すべからざるものたる也。

吾人は斯の如くにして利未的犠牲に於ける贖罪の觀念、及基督の犠牲に於ける現實的贖罪の事實を有す、前者は贖罪の代用即ち摸表にして後者は前者に依て表はれたる贖罪の實體あり、利未の犠牲的職掌は神定にして基督の祭司的犠牲の摸表たるを以て、是等は基督の死に於ける贖罪の事實を確證するもの也。

贖罪の利未的犠牲、殊に其年々の犠牲は基督の贖罪的犠牲の摸表たるは聖經中に明示されたる所あり、犠牲の事實を有する摸表及實體を合して一見する時は、現實的贖罪の證據は確乎として動すべからず、フツン氏は摸表に關じて云へり、曰、吾人は是れ摸表ありと云ふのみにて満足する

を得べき乎、是れ何物の摸表ありやとの疑問残るなり、之を決定せんには摸表的行爲の各部を計算せしめよ、此に神の面前即ち其幕屋の入口に於ける認罪あり、犠牲の代用即ち其獸類に比喩的に罪を移すの件あり、靈魂を贖ふが爲に神の定めたる流血の事あり、即ち血を至聖所に携へ行く事にして、之を行ふの認可は神に受納されたるを明示する事なり、又罪を除く事、神と實際に和する事あり、然らば、若し之を摸表ありとせば、之に應ずべきもの一もなきあり、イエスキリストの犠牲的の死、及び彼を信する者に赦罪を與へて其苦難より生ずる利益を附與し、彼等を神と和がしむる事の外は決して何物も之に應ずるものなく、又は應ずるを得ざるありとす。

第五節 天に於ける祭司的懇願 祭司職に關する基督の懇願の天に於て成就せられたるは聖經中に明示されたる事實なり、罪を定るものは誰ぞや、死て復よみがへり、神の右に在て我儕の爲に禱告し給ふキリストな

る乎(羅馬八三十四)羊贖の血を用ゐず、己が血をもて一たび聖所に入て永
 遠贖ながながをおこなふことを得たり、(希伯來九〇十二)キリストは眞の物の摸かきある手
 にて造る聖所に入ず、今より永く我儕の爲に神の前に顯はれんとて眞實
 の天に入ぬ、(同九〇廿四)

單に懇願と云ふのみにては未だ贖罪を證せざるも、斯の如きの懇願は之
 を證するに足るあり、懇願は基督の祭司職に屬す、是れ引證したる本文、殊
 に其關係に依て明白あり、之に次ぐものは自己の贖罪的犠牲、及利未的贖
 罪の儀式との明白なる引證あり、祭司長は犠牲の血を携へ、至聖所に入り
 て神の面前及挽回の場所たる贖罪所に灑けり、斯の如く基督も亦自己の
 血十文字通にはあらずして其犠牲の贖罪的功德と記號を以て一懇願の
 職任を行はんとて、神の在ませる天に入れり、其代理的犠牲及其血に於け
 る斯の如きの懇願は贖罪の現實を肯定するものと云ふべき也、

第三章 贖罪の必要

第一節 本問題の制限 贖罪必要の攻究は極めて弘大ある議論に容易
 に吾人を導くを得べし、其論理的關係より云へば贖罪の必要は本問題に
 屬する數多の重要な論題に關係するものにして、殊に贖罪の必要と贖
 罪の學說との間には最も親密なる論理的關係存す、是れ事實を説明する
 に適するものにして二三の學說を引證するに依て容易に説明するを得
 べし、

道徳的感化説より論ずれば、贖罪の凡百の實体的必要は自然に否定せら
 れたり、罪人は自己の悔改に依て救はれ、赦罪は基督の有無に拘らず自由
 に與へらる、故に贖罪は初に要求さるゝ悔改を補助する道徳的感化の準
 備たるに過ぎざる也、

神秘説—一個の性質として、若くは別々の個人性に於て、若くは教會とし
 ての團體に於て基督と人性との精神的合体の方法に於ける救拯—は贖

罪必要の基本を人間の倫理的状態よりは寧ろ一定の主観的不完全に置けり。

賠償は其特殊あるカルウキン派の形状に於ては贖罪の必要の基礎を神の公義に置かざるべからず而して其公義は完全の従順を絶対的に要求し、若し其要求に應せず若くは罪を犯したる場合には、必然的稱義及唯一の救拯として、同格の代理的正義及び刑罰を要求するものあり、政治説に依れば贖罪の必要は道德政治を維持し、赦罪を與ふるの場合に於ては、刑罰の政治的職掌を成就し得べき一定の準備の無上の要求として發生す是れ本説の元理と科學的に符合せり、贖罪の必要と贖罪の學説との間には斯の如き密着の結合存するを以て、必要の全問題は學説の問題と連結して論ずるを得べかりしあり、されども吾人の保持する教理に關する限りは少くとも、其分離せる議論は一層適當の方法に従て論せらるべきものとす、他の學説と關する限りは、之

と連結して論述せらるべし。

第二節 贖罪の必要は聖經の眞理なり。前章に於て吾人は基督の苦難に於ける贖罪の必要に就きて聖經の證據を與へたり、神の啓示せし如く、この必要は最も明白に確言せられ、赦罪及救拯の必要的條件たる救主に於ける信仰の要求中に論理的含意の一切の勢力を以て示されたり、加之、其必要は基督の苦難と死の唯一の解釋として確證せられたり、吾人は適當なる場合に臨て更に多くの證據を示さんとす。

第三節 中保の方法に於ける證據。基督の贖罪的中保の事實は尋常の性質を帶ふるものにあらず、實に是等は非常の事件にして、特別ある攝理の下に在て之を確證するを要す、神の子の化身は驚くべきの事件あり、吾人は基督の特性及位地に照らして、其深遠なる意義を知るの外なし、彼は神の狀を有し、彼と均しき榮光を受くるの權あり、彼之を棄て、奴の狀を取りて人の如くかれり、彼の位地は甚だしく低くかれり、彼は悲哀の人に

して憂愁を得たり、彼は人の代りに汚辱と憎悪を受けたり、其苦難の深さは何人も測るべからず、彼は化身に於て既に自らを卑くしたるのみならず、更に下て死に至るまで従ひ、十字架の死をさへ受くるに至れり、父の意は救極の全体の事件に於て子の意と一致せり、子は悦で子たるの従順の心と救の愛を以て来る、之と同時に父は彼を世に遣はし其祭司的犠牲の爲に肉体を備へたり、父子の一致せる愛より生ずる無限の犠牲は、赦罪の基本として贖罪の必要あるを確證する也、斯くて其最も明白にして勢力ある言を有する聖經の權威に依り、又基督の持ち來れる救拯の條件として、彼に於ける信仰の要求に依り、更に其救拯の事業に於ける凡ての根本的事實の論理に依り、吾人は其代理的苦難と死に於ける贖罪の欠くべからざるを知る也、

第一款 道德政治に於ける贖罪の必要

贖罪の必要はこの場合の道理に於て表明せらるゝや否やは直接に之に關する聖經の言に影響を及ぼされども、間接には是れ特別の興味を感ずるの問題あり、贖罪の性質は其必要に適應せざるを得ざるを以て、明白に確言されたる斯る必要は真正の教理を決定するに益あるべし、加之贖罪を辨護し、普く之を信せしむるに益あり、若し贖罪と親密なる關係を有する根本的事實は贖罪に反對し、若くは其必要に關して沈黙する時は、其必要を維持するに一層大なる困難を感ずるなるべし、聖經は信者の心に取ては充分の確證あれ共、多くの人は未だ信者に非ず、斯の如き人に對して信仰を起さしむるに益あるは道理と天啓の一致ありとす、贖罪の必要に關しては斯の如き一致存する也、

必要の問題を論ずるに二個の方法を適用するを得、第一は赦罪と贖罪の關係を決定して其必要を演繹する事にして、第二は純然たる無條件的赦罪を與ふるに就きて故障を確定して其必要を發見する事なり、第二は一

層適當の方法にして、殊に一層適當ある場處に學說問題の攻究を延引するに因る、吾人は道德政治の事實及び要求中に必要の基本を置く者あり、
 第一節 斯の如き基本なくば贖罪存せざる也。贖罪の必要に關して問題を起すの理由は、唯神の道德政治の事實中に存するのみ、若し吾人は神に對して法律の下にあらざれば、罪惡あきかり、若し罪惡なしとせば、赦罪を乞ふべき理なく、隨て赦罪の必要なる基本は存せざるあり、
 第二節 道德政治の事實 神は神あれば人間の創造者あり、人間も亦道德性を有するものなれば、從て道德政治は道德的に必要欠くべからざるものとす、吾人は道德性及び倫理的生活を送るの諸能力を有す、吾人の品性は實際の生活に是等の能力を發達使用するに依て決定せらる、吾人の最大なる個人的福祉此に存す、吾人は自己の生活の良否に由て相互に深く他を感化せざるを得ず、大罪惡の法則此に存す、吾人は全く天授の法律を有せざれば、たとへ無限の邪曲に陥らざるも、尙他人に惡しき感化を

與ふるの外なかるべし、人は神の法律及其一層重大ある責任及批准を知らざるに準じて益深く道德的刑罰及び零落に沈没すべし、道德的能力及罪惡の勢力は自發的推動に満ちたるものなれば、其腐敗零落の發動は天啓法を與へらるゝの場合を待つて始めて顯はるゝものにあらざれども一切の神法存せずば之が爲に審判的刑罰に對する吾人の關係を變更し得べくも吾人の道德的零落は到底避くべからざるものにして其停止する所あかるべし、若し吾人の從順及び敬愛に關する神の要求に就き、神自ら之に無頓着ありとの事を許容するさへ是れ不道理にして、吾人の德行及安寧に無頓着ありとの事を許容するさへ墮潰たるを免れず、神は吾人を看過するを得ず、其完全の性質は彼をして吾人の安寧を顧慮せざるを得ざらしむ、斯る事實の狀情に依り、吾人の上に神の道德政治存し又存せざるを得ざるあり、人間の道德的意識は斯る政治の事實を確證す、

第二款 道德政治の必要なる件

第一節 被治者に整合する政治 道德の領内に於ては其被治者たるものは互に相異なるを得、其個人的構造の一定の事實に於て必ず異なるを得べきものあれば、其道德的狀態及び傾向に於て異なるや疑ふべからず、聰明ある政治は斯る差異の要求に整合せんが爲に其法律を變せざるを得ず、一定の事實に於ては神の法律は万民に對して同一あらざるべからず、其法律は万民の從順を要求せざるべからず、何とあれば斯の如きは神たる主治者の權理にして、又其被治者たるものゝ普通の責任たるを以てあり、其法律は万民の權理及安寧を保護せざるべからず、是等の事實を超越し、去りて是等の事實の理由に依り、法律は道德政治の大目的を達するの手段としては其被治者の異なるに從て變更せざるべからず、道德的存在者に對して道德政治を要求する同一の元理は、亦道德的狀態及び傾向の著しき特質に整合する制度をも要求する也。

第二節 特別に人間の爲に要する制度 この法律は特別の意義を有するものにして、本論中に看過すべからざるものとす、吾人は道德政治の要求中に贖罪の必要を探求するものにして、吾人の道德的傾向に需要を觀察するに於て一層容易に之を發見するを得べし、贖罪は直接には人間に關するものかれども、人間の現在の領内よりも無限に廣き關係を有す、間接には贖罪は一切の靈智的存在者に關するものにして、一切の道德的存在者の福利に整合するや疑ふべからず、されども其直接の目的に於ては有罪なる人間の赦罪及救拯の準備たるあり、故に贖罪は直接に吾人を支配する神政治中に加はりたる制度にして、其特別の必要は其中に直接に含有せらる福利より發生せざるべからず、

(一) 義務の法律 被治者は主權者の意を知らざるべからず、被治者の爲すべき事あり、又爲すべからざる事あり、斯の如き事は常に道理若くは經驗に依て知らるべきものにあらす、是れ完全を極め、各思想、各感覺、皆義務に

適應するの存在者に取ても亦同様あるを得べし、吾人々間に取ては是れ疑ふべからざるの事あり、義務の法律の與へらるる方法は其必要の點に於て首位を占むるにあらず、欠くべからざるものは法律其物あり、神は如何にして其意を天使に啓示せしや、吾人之を知らず、何とあれば吾人は神の發表する方法、若くは天使の了會する能力如何を知らざるを以てあり、一定の方法に依て天使に示され、斯の如くにして彼等の義務の法律とはあれり、而して神はまた其意を吾人に示せり、たとへ吾人は道徳的理性及び聖靈の直接の働に依りて一定の智識を有するとは雖も、神は之を知らしむるに首として天啓に依れり、神はアダムに法律を與へ、族長に其意を通じ、イスラエル人及人間の爲に石碑に十誡を記し、屢預言者に由りて人民に語れり、而して基督は二大誡に基督教の法律を約言せり、各特別の法律を特別の條款に示すは必要あらず、斯の如きは吾人に取て實踐し得べからざるの法典たるべし、吾人は福音に示されたる道徳の大元理中に、一

層秀越したる形狀を有する義務の法律を有す、斯の如くにして吾人は吾人の義務の法律として、吾人に啓示されたる神意を有する也、
 (二) 應報の批准。最上の完全を具へ、義務に關する最も明白なる領會を有し、其命令に服従するに適する各情操を懷き、而して毫も違反する傾向誘惑なき時には、應報の批准を要せざるも、尙ほ從順の實行せらるべきは疑ふべからず、斯る状態に於ては、斯る從順に對して神の恩恵を如何程豊かからしむるを得べくも、刑罰は施政上毫も必要なきあり、然共、從順は實行を期すること難く、且つ違反し易き時、即ち心靈的黑闇及頑迷存して、罪惡の強大ある傾向及び猛烈なる誘惑の生ずる時は、其場合は前者と甚だ異れり、斯る場合に於ては義務は來らんとする應報に依て支持されざるべからず、應報は法律の一部分を構成し、其命令の如く明白に布告されざるべからず、然らざれば政治は其被治者の道徳的狀態に對する必要の整合を欠くもの也、

斯の如きは吾人の道徳的状態ありとす、吾人には義務を實行するの故障多く、罪惡の傾向亦大あり、吾人には道徳的黒闇、心靈的頑迷、罪惡の強大ある傾向及試誘尠からず、吾人は幸福の約束、刑罰の危急中に法律の道徳的批准を要するや切なり、而して斯る動機の感化の下にのみ實行さるゝ徳義は、元より不完全たるを免れずと雖も、生活の尋常の道徳に取て必要あるや明あり、人爲法、若くは神法、若くは人類の歴史の別なく、之を觀察せば、公明廉直の人は何人たりとも、社會的、公共的道徳を支持するに、斯の如き動機の必要を唱へ、之なくば真正の市民的生活の存し得べからざるを公認せざるはあし、古代の賢哲は國家の生命及社會の安寧に宗教の欠く可らざるを公言し、又古代の立法者、主治者も亦現世に於ける法律及義務の實行をば來世の應報の預期に依て支持せんが爲に、宗教的制度及奉事を保有したるも、皆右の眞理を感じたるに因れり、人類としての吾人に取ては、法律の如く刑罰の必要存す、邪曲ある人―師傳たるべき法律を有せざ

る多くの人の如き―に取りては、刑罰の危急は報酬の約束に比すれば、遙かに秀越したる法律の批准たる也。

第三節 神の應報の分配 人間行爲の應報を決定するは神の特權に在り、神の外何人も公正に若くは聰明に之を決定するを得ず、殊に吾人は其適當の分配をあすの特權と力量を欠けり、吾人は累代の賢哲の積集したる經驗を有するにも拘はらず、世俗の義務、福利に關する刑罰の問題は、最も進歩したる文化の國に於てすら未だ難解の問題たるを免れず、而して吾人は神政治の要求に法律及其應報を整合せしむる力量を有せざるや明かあり、然共神は全体の問題を領會し、之を決定する特權を有す、彼は其公義及仁愛に適合し且つ其道徳政治の福利の要求する報酬の量如何を知る、故に彼は吾人の義務法律及び之が順否に關する應報をも公布せしあり。

第三款 刑罰の量

第一節 専横ある制定にあらず。神は刑罰制度を決定したれども肆々に決定したるに非らず、其無限の主権は公義の天理、若くは其被治者の権理及福利を輕んずるものにあらず、彼は聰明善良の主権者にして、又公義聖潔あり。

第二節 標準律

(一) 罪の邪曲。罪は本質的邪曲を有するものあれば罰せらるべきものあり、而して神は其罰すべきの精細ある程度を知る、神の公義は審判的正義の責任に基き、其邪曲たる限は充分の程度まで之を罰せざるべからざるや否は適當の場合に臨んで考究すべし、然共、刑罰は其邪曲たる限りは伴はるを得べし、神の公義は其特別なる應報的職掌に於ては刑罰を止むべきの理あり、其自由の進路に於て一切の罪を罰せざるべからず、然共、公義は罪の邪曲外に其刑罰を及ぼすを得ず、加之、此制限を越へて刑罰を加へ、以て道德政治を損害するを得ず、否、刑罰は其制限を越へて進行する能

はず、罪の本質的邪曲たる制限を越ゆるものは刑罰の性質を失ふあり、故に罪の固有の邪曲は刑罰の眞實唯一の基本たると同時に其邪曲の程度は刑罰の制限たるあり。

(二) 刑罰の政治的職掌。刑罰は政治を維持するに欠くべからざるの職掌を有す、吾人の此に政治と云へる辭は理想的、若くは絶對的意義あるにあらずして、主治する神權及び主治せらるる道德的存在者を包括す、神の権理及榮光、并に人間の最深の福利皆之に關係す、他の道德的存在者に對する政治は、或は之と異なるべくも、人間に關しては吾人之を確言するを得、故に刑罰の政治的職掌は最も必要あるものにして、其必要ある所以は其維持せざるべからざる福利の量に在りと云ふべし。

刑罰は特別に罪の禁制として其政治上の職掌を成就せざるべからず、故に刑罰はこの特殊の目的に對し、其量に於て整合せざるべからず、二個の事實は其禁制力の條件とあるなり、一は罪に對する人間の傾向の強弱に

して、他は將に加へられんとする刑罰に對する人間の動機の弱強あり、この二個の事實は道德政治の最大福利の要求する刑罰の量に極て深き關係を有す、罪の傾向強大にして刑罰の危急を恐るゝ動機弱小ければ、是れ人間歴史中に廣く且つ深く記載されたる事實あり、刑罰は一層苛酷あらざるべからず、道德政治を維持せんが爲には、罪の邪曲たる限りは其極度までも罰するを要す、其制限までは神其道德政治を維持するに必要ある刑罰の如何を知るを以て、罪の刑罰として之を撰定するを誤ること、亦し、最も聰明、最も善良ある政治の制立を決定する一切の本元的元理は、彼をして刑罰の量を決定せしめざるべからず、

第四款 刑罰の必要

吾人は刑罰の必要を形體的元因中に起因すと論ずるものにあらず、罪行に次ぐ所の形體的災害、及道德的禍害を以て普通に刑罰ありと云ふもの

あれども、是れ實に吾人の構造及關係の結果にして、精密に云へば、刑罰の性質あるにあらず、罪の災害を來たすは神の定めたる事物の順序あり、苦難の罪に次ぐべからざるが如き道德的存在者の構造存するは疑ふべき事にして、之が反對は實に明白あり、然共、自然の結果として次ぐものは、たとへ神の定めたる事物の順序なりとはいへども、精密に云へば、刑罰にあらず、斯く自然の結果たる災害は道德政治中に在ては神の經綸に起り、必要なる職を行ふものかれども、精密に云へば、刑罰とは審判的施政の上よりして罪の上に神の加ふる刑罰を云ふ、故に刑罰の必要は自然の結果より來るにあらずして、充分ある道德的基本より來るあり、刑罰は他に一定の之に代用せらるゝものありて、其職掌を成就するにあらざる以上は、道德政治を維持するに欠くべからず、道德界に於ては神たる道德的主治者あり、本論の首要ある真理は神の完全及政治的關係より論せざるべからず、斯く論ずる時は、刑罰の道德的必要あるや明白あり、

第一節 刑罰の政治的職掌より論證す。今他の事を論ずるを止め、刑罰は道德政治を維持するに欠くべからざる職掌を有するを論ずべし、公義其物は直接に道德政治に關係するものにして公義の要求よりも一層命令的あるものあるを、政治の尊榮は神たる主治者及其管理する道德的存在者の爲に維持されざるべからず、神の尊貴及道德的存在者の幸福の爲に罪を禁制し、道德的秩序を保護し、加之無罪者を保護して災禍を免れしめざるべからず、公義は是等の深き福利を看過するを得ず、之を怠る時は公義たるの性質を失はざるを得ず、公義は是等を神聖に保護せざるべからず、而して之を保護するに欠くべからざる勢力は刑罰に存す、一定の制度ありて刑罰と均しき政治的職掌を成就し、同時に悔改する罪人に赦罪を與ふるにあらざる以上は刑罰は欠くべからざる也。

第二節 神の聖潔より論證す。神は全く聖潔なるを以て正義を維持し、罪惡を防禦せざるを得ず、彼は一切の適當なる手段を使用して罪惡を禁

制せざるを得ず、然るに、人間の道德的狀態に於ては刑罰は斯る制限に欠くべからざるの勢力を有す、人間の靈魂及良心よりこの勢力ある禁制を取去らば、邪曲なる人間は益邪曲に陥りて停止する所あかるべし、刑罰をきを想像してさへも罪を犯すの勇氣を強ひ、刑罰を延引する神の寛恕は却て一層甚しき頑迷不敬を來たすの機會とされり、惡き事の報速にきたらざるが故に、世人心を專にして惡を行ふ、傳道八〇十二刑罰の責任を減輕するは多くの人に取りては最も自由に邪曲を肆にせしむる神の免狀たるに至るべし、故に正義は他の一定の制度に由りて保護されるにあらざる以上は、神の聖潔は刑罰に由りて罪を禁制するを要す。

第三節 神の仁愛より論證す。公義の刑罰的職掌を支持するに於ては、神の仁愛は神の聖潔に劣るべきものにあらざり、罪は災害を來たす、たとへ刑罰を加ふるとあくとも災害を來たさざるを得ず、人間は其政治的刑罰を受くるの責任を負ふに比すれば、全く刑罰を廢止するは却て幾層の災

禍を招ぐべし、故に神は罪を惡て之を罰し、其苦難を受くる罪人に向ては深き同情を表するも、尙ほ愛の神として人間の幸福を保護せんが爲に、相當の刑罰の職掌を維持せざるべからず、神の仁愛に取りてさへ、この刑罰を廢止する唯一の基本を、同一の目的を等しく達すべき一定の代理的制度中に發見せざるを得ざる也。

第四節 贖罪の眞の必要 贖罪の必要は論理的結果あり、斯の如き準備あくば罪人の赦罪を得て救はるべきの道なきあり、本章の闡明する事實及元理に依れる結論は其決して能くすべからざる事なり、基督の贖罪的中保の必要は道德的主治者たる神の完全中に其終極の基礎を有す、故に贖罪は欠くことを得ざる也。

第五節 表明されたる贖罪の性質 吾人は未だ贖罪の眞の學說を一層正式的に論述する適當の場合に到着せずといへども、既に觀察したる一定の事實及元理は贖罪の性質を表明したるを以て、其教理上の意義を此

に述ぶるを適當とするあり。

吾人は贖罪の必要ある基本的事實として神の道德政治の眞理を有す、吾人は斯る政治の事實及元理のこの必要を強く肯定するを發見せり、斯くして是等の事實は之に關する聖經の明白ある肯定に應答す、加之、神の公義の刑罰を以て保護せざるべからざる道德政治の最切ある福利中に吾人は贖罪の必要の基本を發見せり、純乎たる無條件的赦罪を與ふる眞の故障此に存す、是れ贖罪の眞の必要存する所以なり、從て贖罪の眞正の職掌次き來るあり、基督の代理的苦難道德政治を維持する公義の責任及刑罰の職掌に適應するを以て、赦罪を與ふるは其政治の福利を毀損するにあらず、されども是れ基督の贖罪的中保の全体の業務にはあらず、唯其一層特別ある職掌中の重要ある事實にして、贖罪の最も深き必要に適應するものに過ぎざる也。

斯くして贖罪の性質決定せらる、基督の代理的苦難は刑罰の條件的代用

にして、罪の實際の刑罰にはあらず、彼は罪人の實際的刑罰は公義の應報的施政を成就するが如き同意義にて刑罰の代用とされるにあらず、罪人たる吾人の爲に受けたる基督の苦難は道德政治を維持せんが爲に公義の責任及刑罰の職掌を成就し、之に依て全く其政治に悖らざる適當の條件に基て、赦罪を與ふるを得せしめたり、是れ贖罪の性質ありとす、斯の如き見解は主權者及被治者たる神人の交互の關係、及人間の有罪の事實、神の義怒、及審判的刑罰に服従すべき事實に全く適應す、罪は神の公義及仁愛を犯し、其義怒を招き、自己の中に刑罰を受くべき價格を構成す、是れ聖經の全く認識せる事實ありとす、而して神は正義の主治者として罪の上に相當の刑罰を加へざるべからず、是れ單に一個人の怨恨を満足せしめ、若くは純然たる應報的公義を満足せしむるが爲にあらずして、道德政治を維持せんが爲あり、然らざれば刑罰に代はるべき一定の政治的制度を發見せざるべからず、斯の如き制度は即ち基督の贖罪的中保に存

す、結論は吾人に贖罪を與ふるあり、是れ刑罰の絶對的代用に依るにあらずして、苦難に於ける準備的代用に依りてあり、

第四章 非贖罪教

贖罪の事實を保持するも尙も其代理的贖罪を否定するの說あり、斯る說の其必要をも否定するは自然の結果ありとす、其見解に依れば贖罪を必要とする所以の神の公義若くは道德政治の福利あるもの存せず、罪は贖罪なくも赦免せられ、終極の救拯も亦之なくして達せらる、是等の大恩恵は他の基本、若くは方法を有するなり、論者は此の說を維持せんとて、人間の赦罪、若くは來世の幸福を來たさんが爲に完備したる一定の基本、若くは方法を主張せり、是れ此の說の自然の要求ありとす、斯の如くにして吾人は基督の贖罪を要せず、從て其必要をも否定する救拯說を有するものとして今斯る說を討檢するを適當とすあり、

第一款 刑罰後の情態

宇宙神教及びカルウキシ教は其全体の教系に於ては互に相異せるものにして罪の邪曲及其相當したる刑罰の量に關して無限の懸隔を有するにも拘はらず、兩教共に罪は其價值に準て罰せらるべきものありとの根本的元理に於ては一ありとす、吾人は是等の兩教の一切の變形を度外に置きて其一層規律ある常形に就きて論述すべし、然るに宇宙神教中の斯る元理は自餘の非贖罪教に於ける如く、救拯を容るゝの餘地を有せざる也。

第一節 救○拯○を○除○去○す○の○説○ 辭の眞の意義にて云はゞ、救拯は現實的赦罪として存し得べきのみ、然らざば其代用的刑罰に依てのみ存し得べきのみ、宇宙神教の主張するが如く刑罰は犯罪者に依て十分に受けらるゝとせば、救拯存せずと云はざるべからず、罪人は己れに相當したる十分

の刑罰を受けたる時は、其刑罰を免せらるゝも恩恵と云ふべきものにあらず、更に刑罰を加ふるが如きは公義に違反するを免れず、然らば其赦免は赦罪、若くは救拯にはあらず、宇宙神教に依れば神の刑罰を下す各場合に於ては斯く云はざるを得ざる也。

斯の如き教系は明白に啓示されたる赦罪の事實に悖り、聖書の救拯學に違反するものとす、基督は赦罪を賜ひ、刑罰を赦免するの救主あり、斯の如き救主は其血に依りて救拯を賜ふものなりとは、是れ基督の福音中の重要な事實なり、是等の事實は聖經の解明確證したる所にして、此に反復するを要せざる也。

第二節 最○後○の○幸○福○を○救○拯○と○な○さ○る○の○説○ 終極の幸福の救拯たるを否定するはこの教系の論理的結果ありとす、其正に受くべき刑罰を現世に限れりとするも、若くは多少來世に繼續するとするも、右の否定は異あることあり、現世來世の別なく、刑罰の終結は救拯にあらず、公義は更に進

で刑罰の要求を必ず得ず、然らば永遠に氾濫する幸福は吾人の功德に超過するも尙是れ救拯たるを得べからず、この教系中には聖經の基督に於て啓示したるが如き救拯存せざるや疑ふべからず、最も真正なる、最も深遠ある意義にて云へば、來世の幸福は基督の贖罪に由れる救拯あればこの事實を除去する教系は眞理たるを得ざる也。

第三節 無限の刑罰中に救拯存するを得ず。刑罰に由て公義要求を個人的に賠償したる後に及んで最後の無限の幸福あるを教ゆる教系は、來世の刑罰の如何に永く繼續するを許すも、刑罰の時間を制限せざるを得ざるべし、若し刑罰を永遠ありとせば、刑罰後に幸福の状態存するを得ず、此に於て大問題生ずるあり、之を論ずるは本論の岐路に入ることなるを以て、吾人は單に聖經は其永遠の意義を有する辭にて、刑罰の時間を表示したるを述べし、義人の無窮の報酬と相對比して刑罰の無窮を表示したるが如きは特別ある確證と見ゆる也、曰、此等のものは窮き刑罰に入

り、義者は窮き生命に入るべし、(馬太廿六〇四十六)此に窮きと云へる辭は希臘語の「アオニオン」にして、義者不義者の双方に適用されたり、然らば幸福は無限にして刑罰をのみ有限とするの理あり、罪に依て定められるが如き運命に於ては、刑罰後に幸福の状況あるを得べからず、贖罪の必要を之が爲に除去せらるるを得ざる也。

第二款 主權によれる救罪

神は單に其主權に依り、若くは單に個人的親愛の性情に依り、又道德政治の福利を維持する公義の目的には關せずして肆に罪を赦し得べしとの假想に基き、贖罪の必要は否定せられたり、此說には數多の抗論ありて其虚妄あるを論破せり。

第一節 事實に悖りたる假想。神は單に其專横ある主權、若くは好意に依て罪人に赦罪及救拯を與へ、毫も道德政治の要求を顧みずとの事は、無

根にして純然たる假想ありとす、且つ數世紀に亘れる攝理の歴史中の事實は全く之と矛盾せり、若し本説の假定する如く個人的親愛の性情たる神の好意は其唯一の法律たるを得べしとせば、刑罰はなかるべき筈あり、然共實際に刑罰は存在するものにして何人も之を合理的に否定するを得ず、是等の事實はこの説の赦罪法に矛盾せり、歴代の人々は罪惡を感じ、贖罪の犠牲を携へて其祭壇に來りし如く、人情の聲は其宗教的意識の最深の言を以てこの假想に反對せり、而して最も明白強大なる言に示されたる天啓は人情の判断を可決せり、

第二節 神政治に矛盾す 宇宙に道德政治存在す、是れ神の制定したる者あり、この政治中には無條件的赦罪の爲に何等の準備も存せざるのみならず、斯る赦罪を許容するを得ざるなり、何となれば是れ道德政治の元理及制度に違反するに依る、神は吾人の道德的狀態を十分に洞察し、吾人の幸福を貴重するが爲に吾人の義務及安寧に整合する政治を制定せり、

刑罰其物は道德政治の要求及維持に起因す、是を以て他の新なる準備なくして刑罰を廢止するは、神定の政治に違ふのみならず、其刑罰を定めたる神の完全の性にも亦違ふものと云ふべし、加之、神政治を以て神言と直接に齟齬せしむるに至るべし、神は最も明白なる言を以て其刑罰を公布せり、然るに反對論者の假想する所に依れば、神は主權を以て關涉し、新なる準備を設けずして普通の赦罪を許可せりと、神は斯くして自己に違反し、其管理をして自己の法律に乖戾せしむとは大膽なる假想たるや疑ふべからず、

第三節 一切の政治を顛倒す 若し斯くの如くに赦罪を賜ふとせば、赦罪は普遍たらざるべからず、この外救拯の法律なかるべし、而して若し是に出でずとせば、吾人の需要、若くは神の公平に違背するを免れず、然るに斯く普遍に赦罪を賜ふ時は政治は既に廢滅に歸し、公義は從順と罪惡との間に實際上の區別を立てざるに至るべし、

義務の法律にして罪惡に對する刑罰を欠く時は是れ單に吾人の生活の爲に助言的規律に過ぎずして、吾人に取ては必要なる強行的批准を欠きたるあり、是れ各人に向て汝の欲する如く行ふべしと云ふものなり、然らば過半の人は邪惡を行ふを欲し、道德的零落を來たすや疑ふべからず、國政は斯くの如くにして如何に永く維持せらるべき乎、刑罰の不確實、無刑罰の妄想は罪惡を奨勵し、普遍の赦罪證は罪惡の洪水を氾濫せしめ、社會的政治的零落を神速ならしむるのみ、人間として吾人は道德的義務を破り、神に對して犯罪の傾向を有す、神の赦罪の恩惠は感謝的敬虔に取ての最も重大なる理由ありと要求し、且自由は許可せらるるを得べし、然共、普通の道德的頑迷の人に取ては恩惠の奨勵力も無効たるべく、最多數の人に取ては神恩の辯護の無効あるは事實の明示する所たり、贖罪の愛を有する十字架さへも無効たるを免れず、刑罰の猶豫最後の救拯は人をして一層頑迷に罪惡を行はしむるに至る

べし、斯る人間に取ては刑罰を自由に廢止するが如きは凡ての政治を顛倒し、神政治の保存せざるべからざる最深の道德的福利を滅亡に歸せしむ、斯の如き必然の結果は單に主權に依れる赦罪及救拯の假想を全く論破するもの也、

第三款 悔改に依れる赦罪

特別に左の如く論ずる者あり、曰悔改は赦罪の適當完備の基本あれば贖罪の必要を見ずと、是れ唯理的教系の普通の定説あり、
 第一節 悔改の必要 赦罪及救拯に取て真正の悔改の必要あるは常に許容されたるのみならず、贖罪の適當なる教理中に固守されたるなり、犯罪後の不悔は自ら義とする事にして、反逆の精神あり、之に反して悔改は自責の精神にして、從順に歸るの道あり、故に真正の悔改あるべからず、若し悔改あるは赦罪、若くは贖罪存するを得ざる也、

第二節 自然に存じ得べき唯一の悔改。吾人自己の性質よりして真正の悔改を爲し得べしとの假想は本問題の論理の許さざる所あり、墮落によりて其能力を失ひ、且つ罪の權下に服従する靈魂は真正の悔改を爲し得ざるあり、是れ聖經中に明示されたる吾人の道德的情態の事實、及び普通の經驗、視察に符合せり、吾人自己の能力にて爲し得べき一種の悔改あり、吾人は本能的に刑罰を畏縮するを以て、刑罰を蒙むべき罪を必然的に痛悔す、然共、斯る痛悔は罪の真正の意義を含有せざるを以て、必要ある悔改を構造するにはあらず、是れ聖經の所謂死に至らしむる世の憂にして、悔あきの救を得るの悔改とは異なれり、(哥林後七〇十)斯の如き悔改は赦罪の適當なる基本たるべからず、又道德的生活中には真正の贖罪的勢力存せざるあり、

第三節 斯る悔改は避くべからず、吾人の心意の構造の不滅的要素の結果として斯る悔改は避くべからず、隨て普遍あらざるべからず、吾人は

必然的に刑罰を畏縮するを以て、必然的に吾人に刑罰を蒙らしむる悪行を痛悔せざるを得ず、然共、斯く自然に發して毫も真正の悔悟の要素を帶びざるものは、赦罪の充分なる基本たるを得べからず、加之、必然的結果にして隨て普遍あるを以て、普通の赦罪を包括するに至るべし、斯る結果は主權に依て普通の赦罪を興ふると同じく、凡百の政治を顛倒すべし、斯る施政を以てせば國の政治のみならず、神の道德政治も亦維持せらるべきにあらざる也、

福音は万民の爲し得べき悔改に基て自由に赦罪を賜ふを以て、隨て赦罪も亦普遍なるを得べしとの答辯は確實ある者にあらず、是れ唯真正の悔改の爲に備へ、且つ赦罪の宣傳に基督の贖罪的中保の道德的基礎を與へたる恩惠的制度に關して眞理たるに過ぎざる也、

第四節 罪を認識せず、自然に爲し得べき悔改に於ては其罪の罪たる所以の意義にて罪を感じ、之を認識したるにはあらずして、個人的苦難の

結果を畏れて利己心より之を悲めるに過ぎず、故に斯る悔改は道德的生
 活中に眞正の贖罪的、若くは改革的勢力を有するを得ず、而してたとへ斯
 る不完全ある基本に依て赦罪を許可すると假定するも眞正の救拯は之
 が爲に得らるべきにあらず、斯く容易に許可されたる赦罪は罪の憎むべ
 きを知らしむるに足らず、この制限までは道德的利益を失へるものと云
 ふべきあり、罪を感じる愈烈しく、赦罪の恩愛に對する感謝の愛情愈深き
 に準て、道德的回復及救拯は一層完全に達するものにして、斯る経験の
 何處に存するやを決定する極めて容易あり、是等の経験は贖罪の救助及
 赦罪の恩恵に依りてのみ實現せらる十字架の周圍に集合する靈魂は深
 く罪惡を悔悟し、赦罪の恩恵に對して感恩の情を深うせり、宗教的實驗の
 無數の事實は斯の如くに證明す、たとへ吾人は贖罪の一層深き必要を除
 き去るとも、尙ほ靈魂の道德的回復及救拯に取て基督の贖罪的中保の道
 徳的必要存するなり、

第五節 眞正の悔改は唯恩恵に依りて存す 墮落及罪惡の結果たる道
 徳的衰頹は、吾人自己の性質に依るのみにては眞正の悔改を爲し能はざ
 るに至らしむ、斯の如き情態は心靈的盲目、頑迷、衰弱、及死の情態ありとす、
 聖經の教示する所も亦然り、(約翰六〇四十四、羅馬五〇六同八〇三四等)故
 に聖經は眞正の悔改の特權及可能を、贖罪の恩恵及聖靈の働に歸せり、基
 督は悔改及び赦罪をば己が名に由りて宣傳せしめんが爲に、苦難を受け、
 死して復活したるなり、基督の贖罪的中保に由りて使命を受けたる、聖靈
 の特殊の職掌は眞正の悔改に欠くべからざる心證、即ち罪の罪たる所以
 を良心に感せしむるに在り、故に其血を以て吾人を贖ひたる基督は、悔改
 と赦罪を賜ふ所の王及救主に擧げられたる也、(路加廿四〇四十六、四十七
 約翰十六〇七十一、使徒五〇卅一) 眞正の悔改をなさしむる恩恵的力量、及び性質は聖靈の福音的使命に由
 れり、唯斯の如くにして吾人は五旬節の記念すべき日に行はれたる大事

業を解釋するを得るのみ、聖靈は管に宣教の力を有する使徒の上に降れるのみならず、宗教的心證の力を有する人民にも亦降れり、而して基督の贖罪的中保の賜物聖靈のこの使命を否定する人は、何人たるを問はず、五旬節に於ける福音の改心力若くは基督教史中の宗教的復興事業を説明するを得ず、故に悔改せしむる充分の力を有する贖罪の必要を廢せんとするは全く無益の企圖にして、悔改其物は贖罪の恩恵に由りてのみ爲し得べきあり。

第四款 特別の事實

贖罪の必要を否定せんが爲に特別に主張されたる二三の事實あり、吾人は此に簡短に論述すべし、是等の事實は外見甚だ理あるが如くに呈出さるるを得るも、議論として主張するには論理的勢力なきものありとす。

第一節 交互の赦罪 贖罪に關せずして吾人は互に相赦免すべきを要

求せられたり、故に論者は左の如くに主張せり、曰若し神吾人に人を赦免するを要求せば、神も亦自ら斯く赦免すべし、吾人自己の義務に就きては特別に争論せしことなし、斯る要求は聖經中に明示されたるありと、然共神の赦罪は贖罪に關係あしとの議論の基本とあるべき者は右の要求の性質若くは方法中に存せざるあり、之が引證として與へられ、且つウォルセスタル氏の自己の説を主張せんが爲に引用されたる一句は全く之に反對せり、其句に曰キリストに在りて神なんぢらを赦し給へる如く、爾曹も互に赦すべし、(以弗四〇三十二)

吾人が他人を赦す事及神の吾人を赦す事と連結する句を説明して云ふものあり、即ち若し吾人他人を赦るせば、吾人も亦赦るされ、若し吾人赦さずば、吾人も亦赦るされず、(馬太六〇十二、十四、十五)然るに吾人の互に他人を赦るすべきは尙吾人の義務にして、神の赦罪を受くる條件的關係を伴ふものといへども、是れ毫も基督の贖罪に關係せずとの意を示すにはあ

らざる也。

この場合に關する他の見解ありて、贖罪の必要を攻撃する議論を論破するものあり、即ち左の如し、吾人の赦罪は單に一個人に關する義務にして、政治的特權若くは責任を帶ぶるものにあらず、其損害は唯自己にのみ關する時は互に斯く赦るさざるべからず、基督教主義の主治者たりとも斯く赦さざるべからず、然共、この義務は其管理中に及ぼすべきものと嘗て思考せしものありや、其損害は法律上の罪ある時は公然たる關係を有するを以て其場合に於ては政治的責任を有す、單に一個人の關係に於て彼の爲し得る所、又爲すべき所は、司法官としては決して爲すべからず、神は道德的主治者たるを以て、吾人の個人的に他人を赦すとは全く異なるものあれば、之に基て神の赦罪に關して贖罪の必要を否定するを得せざるなり。

第二節 父母の赦罪 父母の赦罪の如きもの存すれども、尙其中にさへ

も制限ありて、之を忽畧に附せば甚しき弊害を來たすを免れず、家族は小範圍にして其政治に於ては公然と云はんよりは寧しる秘密と云ふべきあり、家族は特別に親密にして愛情的關係にて構成されたるを以て其間に發生する道德的感化に由りて統御さるべき卓越無比の範圍なり、然共、家族に適當なるものも、尙弘大なる範圍の政治中に全く許可すべからず、是れ其政治は家族に於けるものと異りたる感化及傾向存するに依れり、家族制度は國の制度に適應するものにあらず、況んや世界若くは宇宙の神政治に於てをや、神は道德界の主治者なり、純然たる父母の赦罪は神の赦罪の贖罪を要せざるの理を證明するに足らざる也。

第三節 放蕩子の比喻 此巧妙なる比喻を附會して、非贖罪論を唱ふるの企圖は唯理論者の思想中に存す、其言に曰、この比喻は悔改する罪人を赦さんが爲に、代理的苦難の必要の各觀念を如何に全く除去する乎は是れ著しき事あり、若し吾人の主の特別ある目的は斯る教理贖罪の解毒劑

を供するに在りとせば、其目的に之よりも一層適當なる企圖あるを理會するに苦しむなり、と(ウォルヘスタル氏贖罪犠牲論)チユツプ氏さへも基督教に同情を表するの心薄きを以て、この比喩に就きて氏の主張する所に依れば、此比喩は赦罪の基本として悔改の充足なるを特別に教示せり、即ち其父の自由ある恩恵より出でたる赦罪は、天父の同様の赦罪の實例にして、斯の如きは道理と基督の福音の告諭ありと、然るに贖罪に就きては全く沈黙したる聖經の句を取り來て、贖罪の現實及必要を論破するが如きは甚だ怪しむべき解釋及論理たるや疑ふべからず、是れ解釋法を甚だしく破壊するものなり、何とされば數多の句は特別に贖罪を論じ、且つ其現實と必要とを確證するを以てなり、加之、この比喩の表明する所にして吾人感謝の念を以て認識する神の赦罪の自由は、代理的贖罪の教理と全く符合する所あり、右の輕躁妄誕の方法中には重大なる事實を忽畧に附し、實際存在せざる

類例の完成を假想せり、比喩中の父は單に父として現はれ夫々行へるなり、若し彼は主治者にして其子は法律上の罪人ありとせば、たとへ其父たるの恩恵深さも、其政治的責任は之が認識及び恭敬を要求せしなるべし、この輕躁ある方法の不經の論理は斯の如くにして現はれたり、この方法は道德的存在者に對する神の唯一の關係は父の關係ありと妄想せるものなり、この誤謬は全く結論を誤らしめたり、吾人の上述せる如く、神は慈父たるが如く、亦道德的主治者たり、地上の父と在天の父との間の重要な區別此に存すれども、論者は全く之を忽畧に附せり、神は父として單に行ふを得る事も、道德的主治者としては行ふ事を得ざるべし、是等の事實はこの比喩中より道德的教訓を取去るにはあらず、贖罪の教理の斯る教訓と全く符合するは眞理あり、この父は恩恵の心を以て其悔悟の子を赦したるが如く、神も亦恩恵の心を以て其悔悟の子女を赦すべし、一の事實は他の事實を説明す、然るに神の斯る赦罪の基督の贖罪に由

れる事は、聖經の決定する所にして、亦道理の一致する所あり、彼は父たるの性質に於ては贖罪を要せざるも、唯其政治的責任の要求に於て之を要するあり、既に其贖罪成就せるを以て、彼は其父たる恩愛の満ち足れるよりして其悔悟の子を赦免するを得、斯の如くにして吾人はこの教訓の完全の意義を保有す、吾人は其恩恵を賞嘆す、此に無限に深き愛情存す、恩恵的赦罪を以て吾人に近寄り賜ふ父の愛の贖罪的準備として、人は十字架の犠牲中に之を發見する也。

第五章 贖罪の諸説

第一款 緒論

第一節 古代の見解 教會史の初代に在ては基督の贖罪は信認せられ、而して教理としてよりは寧ろ事實として示されたり、贖罪は當時一常に然らざるを得ざるが如く、一に於ては福音の樞要の真理ありき、基督は何

れの處に於ても其犠牲的の死に由れる救主として宣傳せられ、赦罪及救拯は自由に其血に由りて與へられたり、然共、この大真理は教理の形狀に於てよりは寧ろ聖經の言に由て宣傳せられたり、是れ自然にして且つ正當ありとす、嘗に今日に於て正當たるのみならず常に正當たるべきあり、贖罪は其真理と恩寵の尊貴あるを示すに其固有の聖經の辭を隨伴するを以て、贖罪と聖經の辭との結合を忽畧に附するは甚しき損害を招くの外なきあり、古代に在ては精密に教理的の見解に符合するの言を以て、贖罪を示したれども、未だ教理の正式的構造存せざりしあり、當時に於ては贖罪はサタンに對する賠償ありとの奇異ある思想出來れり、この説たるや、何れの時代に、何人より始まりたるものありやに就きて諸説紛々たり、或人の説に依れば、第二世紀のイレニアスを以て最初の代表者ありとすれども、他の説に依れば、彼は全く斯る説を唱へざりしと云ふ、第三世紀の信徳非凡にして思辯的なるオリジシ之が代表者たるや疑

ふべからず偉大にして、變化し易き心を存するオーガステンも之を唱道したる事あしと云ふべからず、この説は師父時代に隆盛に赴きたるものにして、近くは第十一世紀の煩瑣哲學の起原即ちアンセルムの時代に至るまで行はれしあり、

此極めて奇異なる説は恐らくは其始に當て吾人をサタンの俘虜、若くは奴隸ありとし、基督の贖罪をばサタンの所有權及其權力より救ひ出すが如くに示せる聖經の或る本文より出でたるならん、是等の本文は吾人に對するサタンの權理の觀念―戦争に於ける奴隸、若くは俘虜に對するが如き權理―を起さしむるを得、サタンは吾人を征服して己が所有となせり、當時流行せる觀念に依れば、是れ正確にして正當の所有たりき、故に基督の死の觀念はこの要求を廢止せんが爲に、サタンに對する賠償ありとの觀念起りしあるべし、

此見解は商賣的意義を有するものにして、近代の賠償説を構造せるもの

に同じ、唯この賠償説は神に賠償を拂へるとなすの點に於て異かれるのみ、然るにこの師父の教系は永續すべきものにあらず、其斯くまで永續したるは驚異すべき事ありとす、この説たるや、贖罪の性質を決定すべき程に親密に贖罪に關係したる一切の根本的事實に符合せざるを以て、是等の根本的事實の正當の了解の必然的結果として、この説を放棄せざるを得ざる也、

第二節 科學的論究 贖罪の科學的論究或は一層精密に云へば、教理的論究は第十一世紀に在て眞にアンセルムに依て始めらる、其著書はたとへ一冊子に過すといへども、開紀元書の特性を有するものと云ふも過言にはあらざる也、本書は贖罪に關する教會の教理を統一するの勢力あしといへども、同説若くは異説の別なく、之に強大ある感化を及ぼせり、本書は尋常要求するが如き充分の科學的意義を有せざるも、革新的救拯學中に構造されたる如き賠償教理の基礎を供せしなり、アンセルムの教系

は教理史、神學、及び贖罪論中に普通なるものなれば、特別に此に之を引證するの必要あらざるあり、吾人はアンセルムの智力的勢力、若くは非凡ある宗教的熱心を疑ふにはあらず、是等は両ながら其著書カルデユスホモ中に示されたり、氏の著書に對する通常の聲價は、吾人の少しく疑ふ如く、大に其科學的結果を過大からしむるの嫌なきにあらず、斯る過大は一層深く氏に同情を表する批評家の特別に招きたる所にして、博士シュエツト氏の如きは之が例證あり、特別に其科學的形狀に就きて、アンセルムの論究に歸したる功績の法外あるは、この場合に於ける正當の比較に依り、何人にも明白ならざるを得ざる也、

アンセルムは本原的として一定の元理、若くは事實を尊重し、以て贖罪に關する氏の教理の基本とせり、其説に依れば、罪とは神より其權理上の要求を取去ることにして、神に對する無限の惡事あり、何とされば神は其

品性に於ては極めて尊ければなり、罪人は斯の如くにして神の尊貴に無限の負債をせり、この負債は必ず辨償せざるべからず、神は自己の權理及尊貴を人に交付すべからず、又交付するを得ざるなり、彼若し隨意に赦罪を賜ふ時は、之を交付せざるを得ざるべし、罪人は決して自己の行爲に依てこの要求を賠償する能はず、故に彼は其罪の爲に充分の刑罰を受けざるべからず、然らざれば唯一の交換として他人に依て賠償を爲さざるべからず、

之に次ぎて起るべき事は左の如し、即ち唯一の救拯は神ある中保者の賠償的行爲に由て存するのみ、此に依て沈淪する罪人を憐恤する神子は人性を取りて化身し、彼等に代り父に對して聖潔なる從順及苦難に身を委せり、彼の神人的性質あるに依り、其從順及死は神の毀損されたる尊貴を充分に償ふに足れるを以て赦罪の眞正充足の基本たるを得たり、然るに特に科學的にこの教理中に加はらる賠償的贖罪の要素はアン

セルムに依て明白に示されざるあり、革新的教理中に於て科學的に連結したる代用及歸附の事實は両あがら欠乏せり、普通の承認に依れば基督の發動的從順の代用的職掌はアンセルム教系中に存在せず、この見解はトマスアクイナスに依りて始めて唱道されたるものあれども久しきを経て完結せるもの也、

アンセルムは贖罪に於ける刑罰的代用に關する明白ある見解を懷かざりしあり、彼は斯く信せられたれども、其革新的救拯中に深く加はりたる觀念を解釋したる時には、其然らざるを發見せらる罪の性質及神の要求を賠償するの必要に關して誓言したる一定の元理は赦罪の場合に於ては刑罰的代用を含有するを得べかりし者にて、賠償の教理—アンセルムの斯の如き解釋の場合と流行とを與へたる事實—中に之を含有す、然共氏は其元理に斯る意義を決して與へたることなく、又刑罰的代用中に其必然的合意を發見せざりしあり、彼主張して曰刑罰若くは賠償は各罪に

次がざるべからずとされども此に刑罰と賠償とは區別せられて交換的必要として用ゐられたるも、賠償の教理に於ては罪の刑罰に交換すべきものを有せざるなり、是れ公義を賠償する唯一の道にして、刑罰と賠償の兩辭は眞に同意義を有す、公義の使命は其受刑者の交換に依りてのみ變更せらるべくも、刑罰の執行に於て變更せらるるものにあらず、アンセルムは刑罰的代用に依れる賠償の斯る教理を唱道せざりしあり、アンセルムは無限の功德として、隨て無限の大報酬を受くべきものとして、聖潔ある從順及苦難に於ける基督の中保を表示せり、然るに基督は絶對的完全の存在者にして、既に一切の福樂を所有するを以て、彼自らは適當に報酬を受くるを得ず、故に其受くべき報酬は彼の撰む所に依りて罪人の赦罪及救拯として與へらる、然共、この教理は其元理及構造に於ては賠償の教理と異なるものにして、其一定の事實に於ては眞に中間説に類するあり、

第三節 諸説の數 歴史的若くは通俗的計算に依れば、贖罪説は數多かりとす、是れ毫も怪むべきにあらず、問題は最も深遠なるものより一あり、之に關する事實は高大なる性を帶ぶるものにして、神學及哲學の大問題に對する其の關係は親密にして離るべからず、科學的論究に於ては贖罪の教理は其教理を含有する教系、及其教系の基本たる哲學と符合せざるべからず、加之、或人は思辨及び想像的見解に其心を専らにし、或は適當なる分解及構造の欠乏せるが爲に、或一定の事實を恐らくは單に偶然に出でたる事實を取て之を眞理の全体と視做すあり、然るに他の人は臆病にも本問題の一層深遠なる元理を避くるあり、吾人は斯の如きの事實中に數多の異論の存する充分の理由を發見する也、

異説の數に關しては諸の著者尙其計算を一にせず、博士ホヅジ氏は五個を計算したるも、物質的變形を遺失せり、然れども其議論中には之を十分に加へたり、教授クラフオールド氏は自己の公教に賠償に關するカルヴギ

ンの教理と稱すべき説の代用として十三箇を計算せり、後之に博士ブシユチルの説を加へ總計十五箇を與へたり、レペレンド、アルフオールド、カーク氏も同數を與へたり、斯る數多の計算は淺薄にして分解及科學的分類に従へるにあらず、基督の贖罪の事業に關する意見の流行に通曉する人の知らざるを得ざるが如く、右と同一の方法にて更に多くの數を加ふるを得べきなり、

第四節 科學的計算 贖罪の教理に於て解釋さるべき眞理は吾人の救拯に於ける基督の事業ありとす、然共、彼の吾人を救ひ得るは唯吾人の中に存する一定の働、或は感化に由り、若くは神と偕に働くに由り、若くは是等の双方を兼ねるに由るものあり、一定の働、或は感化の何たるを問はず、この場合の需要に適應せざるべからず、一定の需要存せざるを得ず、然らざれば贖罪的中保は其存在するの地なく、其職掌も亦存せざるべし、絶對的需要を否定する數多の人々も尙は相關的需要を許容し、斯くして贖罪

的制度に適合及び價値を與ふるに熱心ありき、
 二個の事實は需要の問題に離るべからざるの關係を有するものあれば、
 之に關しては一般に一致せざるべからず、即ち一の事實は吾人の有罪を
 有する事にして、又罪惡の傾向を有する事なり、他の事實は吾人は唯罪惡より
 免れ、神と道德的調和を成すに依りてのみ救はるゝを得べき事あり、若し
 斯る事實なくば基督の贖罪的事實の存する地なく、又其成就し得べき救
 拯の職掌も亦存せざる也。

然らば斯く現實にせらるべき基督の贖罪的中保に對する需要は如何を
 得ざる乎、何故にや、何故に人は自ら罪惡を脱して神と自らを調和せしむるを
 はざる乎、贖罪の諸説にして適當に贖罪説と稱せらるべきものは是等の
 疑問に答辯せざるべからず、諸説は論理的結果として其與へたる答辯に
 符合せざるべからず、真正の説は真正の答辯に符合するに於て發見せら

るべき也。

斯くして吾人は由て以て諸説を討檢して其正當、若くは眞理を決定すべ
 き元理を得たり、或人は需要中の一事實を取て之を樞要の地位に置き、他
 の人は他の事實を取れり、或人は人間の道德的柔弱中に凡ての需要を發
 見し、他の人は神の中に一切之を發見す、諸説は其論ずる需要の樞要を
 事實に應じたる科學的彙類に於て其地位を取らずんばあるべからず、
 是等の同一の元理に依り、吾人は大に贖罪説の通俗的計算數を減少する
 を得べし——教授グラフオールドの與へたるが如き數十斯る減少は特別に
 吾人の道德的狀態の一定の柔弱に全く根據を置く所の諸説に關して實
 行するを得るあり、贖罪的中保の需要の起元として論せらるゝ道德的柔
 和の主觀的事實は、其數極めて多しと雖も、其種類に於て一あれば贖罪的
 幫助の客觀的法則は全体を解釋するを得べし、而して贖罪的幫助の法則
 は數多の事實中に啓示されたれども、尙一個の法則にして、唯一個の方法

に從て働くを得べし、故に斯る數多の事實に基て通俗的に計算されたる贖罪説は道德的需要の一個の總括的事實、若くは贖罪的幫助の一大總括的法則の下に合一して其數を減少せらるゝを得べし、之と同一の方法に依り、神性の要求に於ける贖罪の必要説も亦其數を減少するを得べし、基督に於ける贖罪の眞の必要は神性殊に其公義に發したる者あれば、唯二個の正當なる説を立つるを得るのみにして、其中一説は必ず眞正の説たらざるを得ざる也。

説明の便利を計り、吾人は道德的柔弱を以て單に需要の基本として通俗的に與へられたる諸説に、是等の彙類及減少の元理を適用するを得、吾人の説明中に其名稱を擧げんとする諸説は、事實に於ては道德的感化説の變形たるに過ぎざる也。

一説あり、曰基督は其預言者の使命の爲め、且つ其世界に與へたる道德的、宗教的眞理の教訓を確證せんが爲に、殉教者として死せりと、是れ即ち殉

教説あり、此説たるや、吾人の無智及び一層高尚なる心靈的眞理に對する吾人の需要を決定し、基督の與へたる一層高尚なる宗教的眞理の教訓より發生する道德的感化に由りてのみ基督に於ける贖罪的幫助を吾人に與ふるあり、他説あり、曰基督の死は其復活を來たすの方法として其重要な職掌を成就したるものあれば、彼は之に由て一層充分に來生の現實を闡明確證するを得るに在り、斯る闡明は現生に於ては其有益なる宗教的感化の爲に存す、人は單に世俗の生活を送るの傾向甚だ強大あれば、彼等は啓示されたる來生の實際的感化を要するや切あり、斯の如き幫助は基督其復活に由りて與ふるが故にこの復活を來たさん爲に死したるありと、基督は他人の福祉を計らんが爲に献身的敬虔の實例として死せり、彼の死せる所以は其感銘すべき教訓の道德的勢力に由り、吾人も亦克己的慈善の生活を送るに在り、人は我儘にして利己心深きを以て他人の幸福の

爲に献身的敬虔を爲さんには基督の與ふるが如き實例あかるべからず、斯の如きは是れこの説の重きを置く所の事實あり、然共この説の表示する一切の贖罪的救助は、道德的教訓の實際的勢力に存するあり、他の説に依れば基督の使命及事業は、化身に依りて人間中に在りしが如き神を表明するに在り、彼は其の同情と赦罪の恩恵とに依りて、父を我儕に示さんが爲あり、人間は信仰を欠き、疑惑の中に存し、奴の如く神を懼れ、斯る心意の状態の道德的中瘋に罹れり、彼は獎勵及神の親愛の證據を要す、是れ亦道德的教訓の健全ある感化に由りてのみ存する贖罪的救助あり、

實に斯の如きは單に吾人の道德的柔弱中に中保的制度の需要の基本を置く所のものにして、通俗的に計算せられたる諸説あり、若し例外存するとせば、是れ即ち現實的及神秘的教系の場合ありとす、然れども是等の教系にては其重要ある差異は贖罪的救助の方法に存す、然るに吾人の實例

を示したる其分類中に在ては、數多の異あれる事實中に啓示されたる需要は尙一のみ、而して種々の形狀にて現はるゝ贖罪的救助は唯一の方法にて働くものあり、人間は無智あれば一層高尚ある宗教的真理を要し、義務の動機微弱あれば一層強大ある動機を要し、世俗的傾向強大なれば啓示されたる來生の實際的勢力を要し、放肆あれば献身的愛情の有益ある實例を要し、奴の如く神を懼るゝものあれば其父たる親切の確證を要す、故に基督は人間の要する幫助の一切の形狀を携て來れり、然共、一層深遠の意義にて云はゞ、需用は一のみ、而して贖罪的幫助も亦一のみ、是等の諸説を通俗的に計算せば數多ありといへども、道德的感化の一説に止まるあり、

更に進で吾人の由て以て基督の贖罪的中保の種々の解釋を討檢し又彙類する元理を諸説の批評に適用すべし、

第五節 唯二種の説 精密ある意義若くは科學的意義にては、贖罪に關

して唯二種の説存するのみ、吾人は通俗的計算に於ける數多の説を道德的感化説の一説に減少すべきを見たり、この批評に現はるゝ他の諸説は、説として正當の地位を占有するに足るべき樞要の事實を欠けり、道德的感化説も亦精密の意義にて云へば、贖罪説と謂ふべからず、如何とさればこの場合の真正の必要に適應せざるのみならず、赦罪の客觀的基本を基督の中保中に置くを許可せざるを以てあり、二種以上の贖罪説存するを得ず、この制限は贖罪の必要及其必要に適應すべき贖罪の性質との間に存する必然的相關の法則に依て決定せらる、吾人は基督の代理的苦難の神の赦罪の客觀的基本たるの事實を有す、斯る基本の必要存するものにして、基督の苦難は即ちこの必要に適應する唯一の贖罪あり、故に贖罪の性質は其必要の性質如何に依て決定せられたり、さてこの必要は罪を罰せざるべからざる絶對的公義の要求中に存する乎、然らざれば道德政治を維持する責任たる公義の政治的職任に存

せざるべからず、赦罪の客觀的基本として贖罪の他の必要存するを得べからず、基督に於ける真正の贖罪に關する教系の如何を問はず、他の必要を表明し若くは含有する者あり、斯くして贖罪に關しては唯三種の説の外存するの地なきあり、即ち一は絶對的代用説にして、この説に依れば基督の贖罪的苦難は純然たる刑罰にして、罪の刑罰に於ける公義の絶對的責任を成就せしものあり、是れ即ち賠償説にして、吾人の與へたる第一義に於ける必要に適應する者とす、又條件的代用説あり、この説に依れば基督の贖罪的苦難は罰の刑罰にはあらで、刑罰の政治的職任の代用にして、之に依りて赦罪をして適當の條件に基きて道德政治の要求と符合せしむる者あり、是れ第二義に於ける必要に適應する者にして、政治説の一層深遠なる元理に符合せり、而して贖罪の眞理は是等の元理の孰れに於存せざるを得ざる也、

第二款 批評概論

百二十六

本款中に論ずる多くの教系を學説と稱する所以は單に通俗の習慣に従へるのみ精密に云へば是等は學説と稱すべきものにあらす、其中或説は特別の形狀、若くは要素を有するも、其過半の説は孰れも道德説の元理に根據を置けり、吾人は是等の諸説を概評すべし、是等の諸説の表明する贖罪の性質を確定し、適當なる彙類に従て其位地を決定せんには、其重要なる事實を論ずるを以て足れりとす、而して其諸説の各要求する所に關して數言を加ふべし、

第一節 代理的悔改説 吾人は特に博士ジョン・メレオド・カムペル氏に依て代表されたる教系に斯の如き名稱を附するを得、此説は基督の化身に依りて人とありたりとの觀念を基本とせり、化身に依り基督は自己の意識に吾人の經驗を取り、罪及神の怒に關する吾人の感覺に於てさへも深く吾人に同情を表し、斯くの如くにして吾人の罪の重荷及憂愁を

自己の靈魂に負ひ、罪の邪曲及之に對する神の義怒に就きて、最も眞實に且つ最も深く白狀せしかり、神の公義は之に依て満足し、吾人は之が爲に赦されたり、博士カムペル氏曰、この告白は其性質に關しては、人間の罪に基ける神の審判に對し、人間の有する完全なるアトメンたらざるを得ずと、又曰、あく主、斯の如き審判を爲し給ふ爾は正義ありと云ひ、罪に對する神の怒に應答したる人は、基督を指す、必ず其怒を充分に了會し、又當に其怒の現實を受けたるのみならず、其靈魂と精神に、又其神たる人性の胸中に怒を來たせる罪をも充分に了會し、斯くするに依て彼は完全に神たる人性の深底より生ずる應答、神の怒に應答し、其完全なる應答に於て彼は其怒を吸盡す、其應答は人間一切の罪に就きて人間の行ふ完全の悔改の凡百の要素を有す、即ち完全の憂愁、完全の悔悟、斯る悔改の凡百の要素、絶對的完全を有する要素、及び罪の個人的意識を除くの外、凡ての者を具有す、而して罪に對する關係を以て、神心に對し至誠に發したる其

百二十七

完全の應答に依り神の怒は正しく解け、其應答は神の公義に符合し、唯之に依てのみ公義を賠償するを得るのみ、

此説は罪の邪曲及神に於ける應報的公義を認識せるを以て代理的贖罪説たれども、刑罰的代用を否定するを以て賠償説と全く異あれりとす、此説は赦罪の基本として公義の要求する全体は悔改あるを明白に主張せり、この點に於てアンセルム及グロチヤン説に異ありてンシニアン説に一致す、此説は絶対の刑罰的公義の中にも、若くは道德政治の維持の中にも客觀的贖罪の必要を許容せず、此説の正當に許容するを得る贖罪的救助の必要は、真正の悔改を爲し得ざる吾人の不能に基本を置かざるを得ず、若し代理的悔改は吾人の赦罪の爲に充分ありとせば、吾人に存する真正の悔改も亦充分あらざるべからず、此事實は亦この説を道德説中に彙類せしむる也、

此の特別なる見解は數多の辨駁を受くべきものにして、聖經は之が證據

を與へず、是れ贖罪に關する聖經の明白ある辭を解釋せず、又贖罪の真正の必要にも適應せざるなり、加之、代理的刑罰の觀念に比すれば、代理的悔改の觀念に於ける困難少なしと云ふべからず、然らば代理的悔改及其生ずる實效の論理的結果は、悔改の要求を全く脱せしめ、万民に無條件の赦罪を得せしむるに至る也、

第二節 愛情的贖罪説 吾人の贖罪は其起原を神の愛に發せりとす、は聖經に符合すれども、この事實は斯の如き贖罪の性質を決定すべきものにわらず、贖罪の客觀的基本は神の愛に起因するとす、若くは基督に於ける愛の發現の道德的感化は、靈魂に於て征服的調和的勢力として働くとす、斯る贖罪の性質を決定せざる也、博士ヨング氏は後者の見解の特別の説明者にして、氏の説には特質の存する極めて鮮少あり、是れ特に其構成的事實に於て然りとす、特質と云ふべきものは寧し其事實の排合及其説明の方法に存す、この著者は明晰に且つ勢力を以て著述し、

其元理も亦明白に示されたれば其説を決定し、また彙類するは極て容易ありとす。心靈的法則に關して一定の事實は證明せられたり、死は罪の必然的結果たるは生命の聖潔の結果たるが如し、故に唯一の救拯は主觀的事實たる罪を滅亡せしむるに在り、是れ即ち基督の贖罪の事業ありとす、博士ジョンヨウシング氏の著書中には左の言あり、万有法は専ら創造者の意志と命令に依れり、彼之を制定し、之を數千万の方法に變更するも其欲する所たり、然共、心靈界の法則は至高の意志にさへも従ふものにわらず、大能の神は之を制定したるにわらず、其法則は神の如くに無窮あり、大能の神は之を廢止するを得ず、其法則は神の如くに不變あり、何れよりの救助ありとも是等の法則は自ら復讐を乞し、罪惡の繼續する限りは犯罪の一點一畫たりとも洩らさず、有形無形の別なく、刑罰の總計を精細に執行して毫も誤ることなく、刑罰の期限は定められず、何人も之を定むるを得ず、刑罰の期

限を定むるには唯一事あり、即ち靈魂に於ける罪惡の繼續是あり、罪惡の繼續には之に伴ふ刑罰も亦必要にして、神と雖も之を服従せしむるを得ず、有罪ある靈魂の恐るべき災禍を逃るゝ唯一の道ありて是れ心靈界の大法則に悖らざるあり、若し罪を除かば専ら罪より生ずる結果たるべき死を必ず防禦するを得べし、贖罪説は右に陳述したる事實より生ず、この説に依れば赦罪の客觀的基本の需要存せず、全体の需要は靈魂其物の中に働く所の道德力の爲に存し、又主觀的罪惡の勢力を滅亡せしむる方法に存するとすあり、而して是皆十字架の犠牲に於ける神の愛の發現中に供給せられたり、是れ即ち贖罪の神法あり、基督の唯一の眞正なる犠牲、化身に於ける神の献身的行爲、及十字架の愛に依りて彼は人心中の罪惡の根を除き去るを目的とすし、彼は我儕の主耶穌基督に於ける純潔大能の憐恤の洪大ある勢力に依りて頑迷の心を碎くあり、以上博士ジョンヨウシング氏の言

吾人は特に斯く構成されたる偏見的贖罪説に反對す吾人は聖潔と罪惡との絶對的區別を含有する心靈的法則の憑證をば全く承認すといへども其法則は自ら執行するとの極端の見解をば許容せざるあり是れ道德政治を除き去るを得べきを以てあり神は常に道德界を支配し聖潔と罪惡とに報酬を頒與す救拯を得んが爲に主觀的災害たる罪より救はるゝの必要をば吾人既に肯定せり是れ實に人の熟知せる眞理あり而して十字架の犠牲中に啓示されたる神の愛は吾人の道德的改良に關して一大職任を有する事も亦人の熟知せる眞理なり是れ新ある心靈的生命に對する基督教徒の勸戒懇望中に常に之に關する言を發見す人は斯る眞理をば創始的發見として尊ぶは是れ其創始の意を變更濫用するものなり元理に於てはこの説は道德的感化説と一ありこの説に依れば贖罪は發現したる愛の中に含有されたる道德的動機力に存するものにして是れ靈魂の認識と動機に由りてのみ活動す之に類する諸説の如く此説も亦

聖經に啓示せられこの場合の道理に依て表明さるゝ如き贖罪の必要に適應するを得ざるあり是れ直接に赦罪を基督の血の贖罪に歸する聖經の數多の本文を公平に解釋せざるのみならず吾人の主觀的贖罪に於ける活動力として基督の中保に由りて來る聖靈の使命をも適當に認識せざるあり

第三節 自己献身に於ける自己挽回 吾人は博士ブシエナル氏の後説に斯の如き名稱を興ふるを得るあり氏の説明する所に依れば後説は前説を廢止せしと云はんよりは寧ろ増補せるものとす氏曰余の前説の議論は基督の事業をば人間に於ける和合力として現示するに關せり是は其全体の意義及結果として理會せられたり……余は今余の前説の後半に代ふるに異なる解釋を以てせんことを企圖す斯くして人を神に和せしめ又神を人に和せしむるの二事を含有する教理の全体を構成せん」と

氏は尙贖罪の大職任は人に興ふる其道德的感化に存するとの説を固守

す、然共、今や氏は神の挽回中に一要素の存するを發見す、されども是れ氏の説をしてアンセルム若くはグロテアンの贖罪説と一致せしむるものにあらざる也。

此新説は神と人とに存する道徳的情操の類同を主張し、而して後純然たる人間の赦罪に要する點よりして神の赦罪法を演繹す、此説に依れば吾人は罪惡の邪曲に對して應報的情操、嫌惡、及憤怒を有す、是等の感覺は道徳的習養に於て重大なる職任を有し、且つ是等の感覺は其習養の目的の爲に有益のものとして論せざるべからざるを許可す、ブシニチル氏曰、斯る必要ある職任を行ふを以て是等は赦罪の口實の下に放棄すべからず、是等は幾分か制束せられ、且つ幾分か遣るを要す、而して赦罪の最上策は價值なき者をば恰も價值なきものにあらざる如くに容れ、赦罪を與へざるも尙之を棄てざる方法を發見するに於て成るべし、この最上策は即ち挽回の方法にして、損害に依て分離したる神人の和合に常に關係するもの

のとす、

然らば和合の此最上策は何ぞや、自由ある完全の赦罪に欠くべからざるものは何ぞ、其要求の如何は罪に對する吾人の道徳的嫌惡中に存する赦罪の故障物とある所の性質に依て定るあり、故に是等の情操を制束する自己挽回の一定の制度を要するものにして、之に依て充分の赦罪生ずるあり、即ち吾人の嫌惡する所の人の幸福の爲に自己献身を志すの一定の制度に依るあり、ブシニチル氏曰、暫時の苦難は一切の道徳性を有する人に取りては赦罪の必要ある關係を有す、人は我赦るすと云ふのみを以て足れりとせず、更に之に加ふ所あかるべからず、彼は幾分か所謂正當の勞苦に依て、自己及自己の敵の爲に贖はざるべからず、是れ彼等の關係を表するの辭を改鑄するの力を得んが爲あり、斯の如きは赦罪の要するものあり、加害者の幸福の爲に一定の個人的献身は其加害者に對しては常に道徳的感化力たるのみならず、被害者に取りては加害者に對する必要を

る自己挽回たるあり、斯の如きは人間的赦罪の法則ありとす、然る上は是と同様の法則は神の赦罪に適用されたり、吾人の道德性と神の道德性との間には大類例、若くは殆ど同一存す、故に吾人の感覺と神の感覺とは互に信實に相符合し、吾人の道德的本能の作用、若くは要求中に起る事の何たるを問はず、殆ど皆之を神の性質中に預期するを得る程に神を人間に密接せしめたるの基本に依て適用されたり、故に吾人の有する如く神も亦罪惡に對する其道德的嫌惡中に在て、赦罪の故障物を有し、隨て自己挽回の同様の制度を要すると結論す、神の赦罪は吾人の赦罪の如し、ブシエチル氏曰、赦罪の一種は他種に配合し、また之を解釋す、如何とあれば是等は共通の性質を有するを以てあり、是等は其正純なる以上は、同一の要點に來るものにして、亦其先立つ所の同一の準備と條件を要すと、是故に神は吾人の幸福の爲に損耗と苦難とを以て赦罪に對して自己を挽回めざるべからず、彼は十字架の犠牲に依て之を爲せり、神は損失と

憂愁に於て自らを卑賤からしめ、罪の醜顔に向て爾の罪赦されたりと言へる、其費用を要する高大ある行爲を、吾人は十字架中に見るなり、右の事實の上は構造されたる贖罪の教理をば承認せずして、唯其事實の多くを許容するを得、應報的情操は吾人の固有の事實にして、其固有の性質よりして赦罪の故障物とあるあり、また損害及邪曲に對する嫌惡の情ありて、是れ亦故障物を強大からしむるを得、然共、此の法則たるや、一律に出づるものにあらず、應報的感情の孤立して存する事極めて罕れにして、赦罪を與へんとする性情を非常に妨害し、若くは非常に助勢するを得べき自餘の感情に隨伴するを常とあす、殘忍頑迷の性質に於ては其隨伴の感情は應報的情操と偕に赦罪を與ふるの性情を妨害し、又復讐的嫌惡を鎮靜するを得べき個人的親愛の一切の行爲をも均しく妨害す、然るに寛大親切の傾向は赦罪を與ふるの性情を助勢するを得、世には加害者に對し、慈愛を懷き、何等の自己の贖罪をも要せず、全く赦罪を與へんとて準

備し居る恩愛の性質存す、靈魂は愈々深く神の愛に感染するに従て、愈々この事の眞理たるを見る也、
 備て人間中に存する右の事實の異様矛盾は神の挽回及赦罪の必要手段を論結せるブシユチル氏の類例を否定す、加害者に對する献身的慈愛に於ける自己挽回は、凡ての道德性に取りて赦罪の必要的關係ありと云ふべからず、既に前提に誤謬存するを以て結論亦虛妄あり、たとへ是の如きは人間唯一の赦罪法ありとするも、尙是れ神の唯一の赦罪法ありと云ふべき理ありざる也、

吾人は此に賠償説、若くは政治説中に維持されたる神の公義の要求に關して論ずるに非ずとの事を明白に述べ置かざるべからず、博士ブシユチル氏は右の兩説并に之に關する樞要の事件をも合はせて拒絶せり、氏は孰れの基本に依れる贖罪の必要をも許容せず、氏の説に依れば贖罪の必要は罪惡の損害及邪曲に對する嫌惡として、初の個人的性情中に存する

あり、

罪惡に對する神の嫌惡中に在て挽回的性情の故障物たるべき一切のものをも否定するは、此見解に加ふる吾人の批評を益するものにはあらず、然共、吾人は斷言す、神の秀越したる愛は一切自餘の故障物あくば、自己献身に於て其の個人的憤怒の鎮靜を待たず、直ちに進で最も自由にして最も完備したる赦罪を與へて其愛着の念を満足すべきを、若し神の愛に感染したる人にして斯く赦罪を與ふるとせば、况んや無限の愛に於てをや、この説たるや、最高の確證を有す、基督の血に由りて赦罪を與ふる自己の方を發見する神の愛は、罪惡に對する個人的嫌惡を鎮靜するが爲に、加害者に尊貴すべき救助を與ふるを躊躇せざるべし、基督の血に於ける贖罪の恩恵は、赦罪の恩恵に比すれば其優るや無限あり、故に論者の主張したる個人的嫌惡の状況中に在りながら自由に贖罪の賜物を與ふる事實は、最も自由にして且つ最も完備せる赦罪を與ふるに就きての假想的故障

物を否定する也(羅馬五〇十、同八〇三十二)
 故に此説たるや、基督の贖罪的中保の真正の必要に適應せざるのみならず、彼の犠牲の職任をも適當に解釋せざるあり、贖罪の必要は道德政治の深奥なる福利に關するを以て、道德的主治者たる神の完全の性質中に發するものにして、罪惡に對する個人的嫌惡に發するにあらざるあり、故に基督の犠牲は贖罪のこの必要に適應し、赦罪をして道德政治の福利と符合せしむるあり、
 斯る説は博士ブシエナル氏の説に比すれば遙かに深遠偉大なりとす、實に氏の説は深奥にもあらず、偉大にもあらず、其説は赦罪に關して元理、若くは道德政治の福利を許容せず、之を輕忽に附するは神の愛と公義とに矛盾するなり、罪惡に對する個人的嫌惡の一定の感覺の類例に依れば、此説は神を引下げて人間に類似せしめ、以て人間に於ける如く神に於ても赦罪の大故障物は同一の個人的嫌惡に存するとあせり、斯くして、赦罪の

一種は他種に配合し、また之を解釋す、如何とあれば是等は共通の性質を有するを以てあり、是等は正純ある以上は同一の要點に來るものにして、亦其先立の所の同一の準備と條件を要すと云ふ所以あり、此説は初の仁愛に關して高大なる見解を有せざるのみならず、贖罪制度の原因たる神の愛に關する聖經の宣言を適當に解釋せざるあり、斯る愛は個人的嫌惡に制束さるるものにあらず、此説は神の愛に關して深奥にして、且つ榮光ある教理を有せざるものにして、真正の測量に依て其淺薄あるを發見されたる也、

此説の科學的地位は容易に示されたり、之を道德説に比すれば贖罪を神の和に關係せしめたるの點に於ては稍や異なる要素を有すれども、この要素たるや、眞に特異の説を構成するには足らず、消極的に隨て不運的に道德説に一致せり、此説は純然たる應報的職任若くは政治的職任を有するの別なく、神の公義の中に赦罪の故障物の存在するを否定す、この事實

は賠償説及政治説と全く異なる所にして、道德説と親密に一致せしむるものあり、

第四節 現實説 現實説に甚だ類似する説を神秘説と云ふ、是れ次に論述すべきものとす、是等の兩説は其形を異にし、又時としては兩者互に結合す、明瞭確定の説明存せざるが爲に、是等の事實は兩説を了解し、若くは明瞭の見解にて之を表明するの困難を感せしむ、

現實説にては或論者は基督を以て摸表的、若くは理想的の人として表明す、而して其使用する辭義甚だ不明瞭に屬す、然共、尙基督と吾人との間に一定の關係を假定し、之に依て吾人は自己の道德的革新及救拯の爲に働く贖罪的感化を受くる者ありと云ひ、他の論者は基督を理會して類の人の總念とせし、吾人をば個人的形狀のものとなせり、この總念は稍や煩瑣的現實論若くは人類を以てアダムと同一なりと論ずる高等あるオカラスチン派人類學に符合せざるを得ず、吾人は例證として博士バールト殊

に博士ジャットに依て代表されたる摸表を揭示するを得、然共、凡て斯の如きの現實論は全く根據なくして純乎たる假想に過ぎざるあり、

化身は基督をして人性との現實的結合をなさしめ、而して結合其物の中に贖罪及救拯を存せしむるものにはあらず、化身は基督をして人性と一體からしめられたるも、純乎たる個人的形狀—個人的人間の如く—を有せしめたり、是れ現實的同一を去る甚だ遙遠にして、基督は其化身の個人的形狀を除けば、全く一切の人性と隔離せり、故に化身其物のみならず、贖罪の實効なきものあり、其化身は基督の死に由れる贖罪の爲に存するものにして、是れ救罪の恩惠及聖靈の更生力に由て異様の方法を以て基督の吾人に來らんが爲あり、斯の如きは贖罪及救拯の聖經的教理にして、現實説の表明せざる所なり、

第五節 神秘説 前に開陳したる如く本説は少くとも其或る事實に於ては現實説と甚だ類似せり、此説は人間の靈魂と基督の現實的合体の

觀念を重要ある基礎とせり、而して其贖罪及救拯の實効力はこの個人的合体に於て實現せり、斯く云ふ限りは此説は主觀的成聖中に救拯を發見し、赦罪に於ける公義に重きを置かざるあり、故に贖罪に關する基督の主觀的事業に比すれば、其死に於ける客觀的の和合を輕視するを免れず、是れ吾人に一側面的救拯學を與ふるものにて、是れ此説に對する重大ある駁論たるあり、是れ贖罪其物を要せずして贖罪の利益を與ふるの説あり、吾人の救拯中には人間と基督との生命的合体存す、是れ凡百の福音的神學の眞理あり、然共、自然の順序として赦罪はこの心靈的合体に先んせざるべからず、故に赦罪の唯一の基本たる基督の血に於ける贖罪は、吾人の救拯的合体とは異なれる事實あり、精密に云へば、神秘説は正當なる贖罪を欠き、救拯學の他の部に屬するあり、(約翰十五〇五六、羅馬八〇十哥羅三〇三四)

第六節 中説 本説の一名アリアン説と稱せられたる所以は、アリウス

に始まりたるが故にはあらずして、アリアン派の基督論と密着に聯合するに依る、此説に依れば赦罪は基督に由り、若くは其中保的事業に由りて悔改せる罪人に與へられたり、是れ代理的贖罪として基督の死に基ける赦罪にはあらずして、人類の福利の爲に基督の自己献身の事業の報酬に依れりとす、之を道德説に比すれば、一層高尚なる基本を執れり、基督の中保は單純なる實行の教訓に比して、一層高尚の職任を有す、博士ジョン・テトロール氏曰、單に吾人に實例を與へ、若くは單に吾人に赦罪の確證を與へ、若くは主をして赦罪を公布するの任命を得せしめたるに止まらず、神は其智慧と仁愛とに依り、赦罪を與ふる爲に適當便宜と判斷したる事を行ふに依て、赦罪を享有せしめんが爲あり、而して是れ若くは神は赦罪を與ふるを適當若くは便宜と思惟せざりしなりと、

然るに是等の事實に依ればこの説は正當なる代用的贖罪を否定したるを以て非聖經的かりとす、是れ亦賠償説と全く異なるものあり、此説は赦

罪の理由として基督の中保に於て、特に道德政治の福利との關係に於て、適當若くは聰明なる便宜を唱道するに於ては稍や政治說に接近すれども之を詳細に説明せば、政治說にはあらざるあり、たとへ同一たらざるや遠しといへども或る點に於てはアンセルム說の一に屬するを追思せしむ。

博士ヒール氏は明白ある分解及説明とを以て本說を批評せり、而して氏が本說に關する知識を博士トマスバルゲー、博士プライス及び他の人より得たり、而して其議論は特異の公正明晰を帯びたり、氏は本說を説明したる後、其甚しき歎典を摘發し、同時に完美の構造に出でたるものとして貴重せり。

第七節 條件を要する刑罰的代用說 吾人は此に正式的の贖罪論を適用するにはあらずして、唯多數の人々の唱道する說を適宜に表明するの辭を使用するのみ、本說に依れば、基督の贖罪的苦難は罪人の代はりに刑

罰として受けたるものにて、赦罪の適當なる基本を構成す、然共、赦罪は實に條件的にして、贖はれたる人の自由の行爲に依れり、本說中には罪惡の必要ある應報の觀念、即ち赦罪を與ふる爲に必要なる代理的刑罰の觀念存す、換言せば、若し罪惡存するとせば亦刑罰をかるべからず、是れ即ち根本的觀念ありとす、去れどもこの必要の理由、及赦罪に對する刑罰的代用の關係は賠償說に於ける如く未だ精確に示されたるにあらざる也、刑罰的代用の條件的ありとは、赦罪は要求されたる條件に關する罪人の自由の行爲に依りて供給されたりとの意義あり、彼等は悔改して信ずるの自由あり、又之が反對に出づるの自由あり、前の場合にては彼等は能力を與ふる恩惠に由りて自由を有し、後の場合にては、恩惠の壓制力に服従せざるの自由を有す、適當の悔改と信仰に依り、彼等は基督の代理的刑罰に基て赦免されたる也。

此說は賠償說と政治說との中間に構成されたるや明白あり、是れ賠償說

の絶對的代用を拒絶し、政治説の正當ある條件的代用に刑罰的要素を附加せり。

斯の如きの説は其の本質に於ては、基督の贖罪的苦難の刑罰的資質及赦罪の眞の條件的たる事を信する凡ての人々の唱道する説あり、吾人の前に多數の人の信する説ありと云へる言の正確ある所以此に存す、數多の有名なるアルミニアン派の人々も斯る説を信守せり、然共、吾人は彼等のこの説を信するは非科學的地位に立つものと思惟す、アルミニウス自身は刑罰的代用及赦罪の眞の條件的たる事の二事を唱道せり、グロテアスも亦たどへアルミニウスに比すれば遙かに曖昧ありしもこの二事を唱道せり、リチャルド、ワッツソンの論述中の或部分に依れば、氏も同説を執れり、又マルシヤル、ランドルスの軌近の名著中に唱道したるも亦この説あり、斯る説を容るべき餘地存するや、賠償説と政治説との間に廣大なる差異

の存する地あれども、斯る差異は常に他説を容るゝの餘地にはあらず、賠償説及政治説の二説は、本問題に關する凡ての有り得べき事實と元理とを適用するを得るものにして、この場合の眞理はこの兩説の孰れにか存せざるを得ず、此の如きは是れ贖罪の是等の兩説に關する事實にして、刑罰的代用は條件的たるを得ざる也。

刑罰は公義の機關としては唯二種の職任を有するのみ、一は罪をば罪として罰する事にして、他は政治を維持するに在り、而してたとへ刑罰は其政治的目的のみに存するとするも、尙應報的即ち其惡徳たる故に依てのみ罰したるの意を減少するにはあらず、此の外に正當の刑罰存せざるのみならず、自餘の刑罰は其政治的職任を成就するを得ず、然らば、若し刑罰は代人に加へられたりとせば、其代用はこの場合の性質に於ては眞實にして絶對たらざるを得ず、公義は更に進で代人を出したる罪人に對して應報的要求を下すとを得ざるは、猶當人自身にて罪惡の充分の刑罰を受

けたるに均しきあり、此場合は賠償の教理と符合す、代人が刑罰を受けて要求に應じたる時は、本人は刑罰の個人的責任を免れざるを得ず、之を以て赦罪の眞の條件たる事は刑罰的代用と符合せざる也、
硬直なる賠償論者の赦罪の條件を唱道するは吾人の充分に知る所あり、然共、之が爲にこの場合に於ける本質的非符合を避けざるのみならず、彼等の唱道したる所は眞の條件にはあらずして、アルミニアン派の常に唱道するものにあらずるや疑ふべからず、例へば彼等に取りては、信仰は赦罪の條件なれども、彼等は眞に信仰の自由を否定す、彼等の説に依れば、信仰は救拯の作用中に存する事實の必然的順序にして、單に先立つべきものとして條件たるに過ぎず、信仰は聖靈の孤働的に成就したる救拯の作用中に存する贖罪の買求めたる利益あり、而して信仰の原因は實際の救拯中に存する他の事實に關する如く恩恵の壓制力あり、若し贖はれたる人々の心中に壓制的に信仰を起さざりしとせば、基督は其買求めたる事

に關して損害を被らざるべからず、是れ實に賠償説に符合するものあり、然共、條件を要する刑罰的代用を唱道する凡ての人、特別に凡てのアルミニアン派の人々に取りては、赦罪は眞の條件を有するあり、是れ實に數世紀間カルウキニアン教とアルミニアン教との間の未だ局を結ばざる爭論にして、是れ孤働説と共働説との歴史的爭論あり、共働説は赦罪及救拯に於ける條件の充分の意義を含有するものにして、常にアルミニアン教の確守する説あり、

刑罰的代用及斯る條件との符合に關する疑問あり、即ち條件を要する刑罰的代用存するを得るや否や、單に基督の贖罪的苦難の刑罰的性質のみを主張して、其嚴然たる代用的職任を欠くは毫も益する所なきあり、斯る見解に於ては、刑罰の正當なる基本、若くは適當なる目的を示すは爲し得べき事にあらず、罪惡は公正聰明ある刑罰の唯一基本たり、刑罰的代用は決してこの元理を離るべからず、若し基督刑罰を受けしとせば、其刑罰の

基本とありたるものは吾人の罪惡たりざるべからず、是の事のみは罪惡の刑罰の必要、即ち純然たる應報的公義に對して罪惡の關係より生ずる刑罰の必要の觀念に適應す、吾人の罪惡は基督に歸せられ、之に依て彼は刑罰を受くべきものとありたりとの外は、斯る刑罰に對して辨解する所あかるべし、然共、斯る場合に於ては、刑罰的代用は現實にして且つ絶對あり、罪惡は正に其の受くべき刑罰を受け、絶對的公義は其充分の應報的要求を満足せり、故に更に刑罰は基督の上に、若くは基督の代表したる罪人の上に加ふるを得ず、而して基督を罰すること能はざるが如く、罪人をも罰すること能はざるあり、彼等の刑罰を免るゝは是れ公義の要求あれば條件を要する刑罰代用は存するを得ざる也、

第八節 三大説 吾人は道德説、賠償説、及政治説を目して三大説と稱するを得、然共、吾人の是等を揭示する所以は一層正式的に是等を論ずるの小引として、其一般の性質を表明するに在り、

教理の正式は全然たる限定的の辭を以て組成するを必要とす、是れ常に容易に達し得べきにあらず、以上の贖罪説の正式中にも是等を欠けり、是等の説は其表明する説の根本的真理の如何を示さざるのみならず、明瞭に他説と自説を區別せず、故に吾人は其各自の元理と特異の事實を彼等の議論に於て確定するの外なきあり、吾人は甚だ簡短に其大畧を陳述すべし、

道德説は基督の贖罪的事業をば、人間の上に實行的感化力として活動する基督の實例、及宗教的真理の教訓とに由りて成就するものと視做せり、是れ極めて狭き意にして、救拯學の一層深奥なる真理を除くものあり、賠償説は刑罰に於ける罪人の代人たる基督に依て罪惡の刑罰を受け、絶對的應報的公義を賠償するを以て根本的真理とあすなり、此説は他の二説の表明したる贖罪の職任を許容するも、唯偶然の事として許容するのみ、

政治説は道德政治を維持する公義の職任に重きを置くのみならず、賠償の正當の意義を保存し、道德的感化の元理をも重んずるあり、去れども之を贖罪の本質的事實とせずして、贖罪制度の實際的結果となすに過ぎざる也。

第六章 道德的感化説

本説は一度ならず既に論述したる所にして、前に論述したる所に比して更に精細に論述せんと欲する三説中の一に属す、吾人は本説に科學的地位を許さず、嚴密に云へば是贖罪説と云ふべきものにあらず、去れども通俗に之をも贖罪説に加ふるの習慣ありて、且つ其地位も亦低くがらざるあり、吾人は既に其元理を示し、殊に此説は甚だ簡明なるを以て、此に詳細に論ずるを要せず、本説には其形狀數多ありと雖も、其本元的元理は常に一にして容易に了解せらるべきものとす。

第一款 本説の事實

第一節 贖罪法 基督の中保の人間救拯の制度中に在て其贖罪的職掌を成就するは、人間の靈魂及生活の上に實際的に活動する教訓及動機の感化に由るものとす、若し之を許容せば斯の如きは基督の化身、實例、傳教、奇跡、苦難、死亡、復活、及昇天の職掌ありとす、斯く與へられ、また命せられたる真理の教訓に依りて人心を照らし、善良なる生活を送るべき一層高尚なる動機を與へ、人間の幸福を圖らんが爲に尊貴ある生命を犠牲とあして以て感恩の愛情を醒起し、神の愛の發現したる道德的勢力に由りて真正の悔改及敬虔に導き、基督の生活に存する完全なる實例を人間に供し、其個人的感化に由りて己れに近似せしむ。

本説の唱道者は基督に關して其説を異にするを得るが如く亦事實の總括に關して意見を異にするを得、然共、其結果は單に道德的勢力を増減す

るに止まり、元理に何等の變化をも與へざるなり、基督を以て全く神ありとするも、若くは單に人間ありとするも、贖罪的救助法は常に一あり、其神性及化身並に事實の總合は宗教的動機の一層洪大ある勢力を包括するを得べし、然共、是皆高等基督論より生ずる利益あり、以上は是れ贖罪に關する道德説ありとす、

第二節 ソシニアン説 歴史的に云へば本説は千六百四年に病死したるソシニアンと同時にして、一層嚴密に云へば氏より始められりとす、是れソシニアン説の稱ある所以なり、アンセルムの後を直ちに嗣げるアペラルド氏は之と類似の説を主張し、稍やペータル、ロムバルド及他の諸氏の翼賛を受けられども、一層弘く流行する教會の教理に反對して新説を精確に構成するを得ざりしあり、氏はこの大問題の上に一時の擾亂的感化を及ぼしたるのみにして、アンセルムの教理をば其重要な地位に遺せしあり、

道德説はソシニアスの神學教系、殊に其基督論より自然に發生したるものあり、基督を單に人間ありと斷言する以上は、眞の客觀的贖罪の凡百の教系を拒絶し、自己の基督論に符合せしむる如くに基督の中保を解釋するは教理的符合の彼に要求する所たり、故に道德説は其基督論の正統の結果あり、是れ氏の神學教系の要する學説にして、其教理と符合すべきは唯この説あるのみ、ユニタリアン教及ユニバルサル教の本説を許容するは其教系に符合するのみならず極めて自然に出てたるあり、而して本説は唯理的基督教の一切の形狀と自然に連合するものなり、

第三節 ソシニアン説の論法 正統派の信仰と懸隔し、正統派の贖罪論に反對せる神學教系中に發生したる道德説の爭論的あるは避くべからざる所にして、其方法に於ては防禦的及攻撃的を兼有す、斯の如くある所以は第一部に於ては、聖經の明瞭の意義と見ゆる所に依れば基督に於ける客觀的贖罪を斷言するの事實より自然に發生し、第二部に於ては、當時

最も引く流行したる贖罪の教理は嚴正確實の反對論殊に甚だ外見の功妙ある反對論に遭遇したるの事實より發生す、然共直接ある聖經の證據に基きて新説を建立せん爲に些少の企圖試みらる、其の重要ある企圖は教會の教理を支持する聖經の證據と唱へられたるものを廢止するに在りき、此計畫に於ては確定したる解釋法の代りに新ある解釋法を採用し、自由に狡猾ある批評、最も專横ある附會的解釋を縱まにせり、この場合の利益は斯る方法を要求す、聖經の事實及言は赦罪の唯一必要の基本として基督の中保に於ける客觀的贖罪を確言するを以て、この新説は聖經の強壓力を防禦する唯一の道を斯る方法中に發見せり、吾人は全くこの解釋に従てこの説を追ひ行くの機會を有せず、贖罪の眞理は斯る方法を要求するものにわらず、吾人は本説を追求して之を攷究するは途遠くして疲勞に堪へず、如何とされば全体の結果は贖罪の直接問題に關する如くに他の諸の大問題特別に人類論、基督論に關するを以てあり、是等大眞理は交互に離るべからざるの關係を有せり、

第四節 道德的感化説の眞理 ソシニアン説を眞に攻撃する所以は、贖罪制度中の有益ある道德的感化の眞理を攻撃するにはわらず、是れ贖罪の眞正の教理の充分に保持せざるべからざるものあり、攻撃の點は斯る感化を贖罪的幫助の唯一の形狀總合と爲し、之を贖罪の組成的要素となすに在りとす、

基督の中保の道德的感化は其中保の固有性及事實より發生するものにして、贖罪其物の部分、若くは事實にあらず、若し反逆の場合に於て、王の太子は大なる犠牲に由り、主權に悖らざる正當の服従に依り、赦罪を得せしむべき方法に於て懇願するを得べしとせば、若し王は其方法に於て太子と同意するとせば、而して若し王及び太子の斯る恩愛は反逆人の爲に服従忠順の理由として辨解の功を奏するとせば、斯る道德的感化を以て此場合の贖罪の全体ありと主張するの妄證たるは疑ふべからず、道德的感

化を贖罪の部分ありと主張するは妄誕あり、赦罪の必要なる條例として勸説されたる服従を贖罪の部分とするに於ても亦然り、この場合に於ける道徳的感化は贖罪を預想し、其準備の恩恵より發生す、斯る恩愛あくば道徳的感化も亦存せざるべし、道徳的感化は既に設けられたる贖罪に於ける恩恵の事實より發生す、故に赦罪の準備の實際的勢力、即ち道徳的感化は準備其物にあらざるのみならず、其部分たるを得ざるもの也、斯の如きは基督の贖罪に關する事實なり、其道徳的感化力は贖罪の準備に依て啓示されたる無限の真理と恩寵中に存す、父の賜物たる神の子は吾人に赦罪及救拯を得せしめんが爲に、吾人の贖罪として死せり、道徳的感化の有する所以此に在り、然共、斯る贖罪の前項的事實あくば斯る道徳的感化存するを得べからず、故に贖罪の實際的勢力即ち感化力を以て贖罪其物とあし、若くは其要素ありとするは妄誕たるを免れざる也、斯の如くにして贖罪制度に於ける有益なる實際的教訓の疑問は、贖罪の

現實に關するものにあらすして、其位地に關する疑問あり、贖罪の真正の教理は充分に斯る感化を認識し、其最大の勢力を表明す、實に斯る感化は凡ての福音的事業の生命及勢力あり、十字架の真正の道徳的勢力は真正の贖罪を信する教會に對して存するものにして、基督教時代を一貫して斯る贖罪は福音の勸説力たりしあり、是れ今日の一切の洪大なる福音的企業の活ける推動力あり、而して過去の歴史は將來を照らすを以て、將來の世を基督に服従せしむる福音の勸説力は、其血に於ける眞の贖罪の道徳的熱情中に存せざるべからず、

斯る贖罪の教理はメシニアン派の基督論を根據とする贖罪的幫助説の有する勸説力に比すれば、限なく洪大なる勸説力を含有す、一の場合に於ては吾人は神ある中保者を有し、他の場合に於ては人なる中保者を有す、一方に於ては眞の贖罪存し、他方に於ては贖罪存せず、一方に於ては基督の神性、其神子たる性質、其化身、其深奥ある謙遜、其苦難の酷烈、其十字架の

恥辱はすべて皆贖罪中に加はりて道德的感化の最高力を含有する神の聖潔仁愛の啓示中に結合す、而して吾人は基督の死に於ける客觀的贖罪を否定する人の口唇より十字架の驚駭すべき道德的勢力を表する最も勢力ある言を引用適應するを欲す、彼のこの言を發するを得る所以は真正の教理の由て構成されたる基督に關する凡ての神の眞實を承認したるに因る。

曰、是は化身の愛の測るべからざる秘義ある哉、人心の上に與ふる道德的勢力の潜伏したる泉は數千の例に於て其抵抗すべきもにあらざるを證明せり、一方に於ては基督に於ける神—基督の生活に於ける、基督の十字架に於ける—は自己と人間を和がしめ、世界を改革し、恢復し、贖ふが爲に其至大の器關を使用せり、他方に於て基督—其生活に於ける基督、十字架に於ける基督、—は人格を具ふる人間的媒介及方法の及ぶ限りは、人格を具へたる神あり、基督は人間の眼孔に映じたる神の性質あり、基督は神の

心の開展したるものあり、是れ其言ふべからざる心動を聞き、其強大なる脈動を感得んが爲あり、基督は其生活、死亡、其言行、其全体の品格、精神、及地上の事業に於て化身し、以て常に父を現はし、父に達するの道を人心に開けり、然共、基督は十字架に依り世界の人心の眞の中心に進み、其人心を占領し、他の處に於ては決して爲し能はざる如くに、其中心に於て神愛の福音を宣傳す、(博士ヨング氏の言)

第二款 本説の辨駁

此に詳細の争論を要せず、吾人は既に本説の辨駁に就きての事實を有す、是等の事實には二種あり、一種は赦罪及救拯の客觀的基本たる基督の贖罪の現實に關するもの、一種は斯る贖罪の必要に關するものとす、前者は聖經に依り確證されたるものにして、後者は聖經とこの場合の道理に依りて確證されたるものなり、赦罪の基本たる贖罪の神の關係及職

掌を否定し、基督の救拯的事業を敬虔の實際的教訓の職掌に制限する道徳的感化説は、是等の事實中に殆んど完備したる辯駁を有す、吾人は上述の事實を引證すべし、

此に之を引證せば充分なれども、尙ほ辯駁の基礎たるべき事實及眞理を本説と對照するを適當となすあり、然共、吾人の前に主張したる如く、正式的排列を悉く述ぶるを必要とせざるのみならず、前に遵奉したる秩序に従ふをも必要とせざるあり、

第一節 贖罪の事實に依りて辨駁す 基督の客觀的贖罪の事實は之が啓示及證據として聖經に依頼す、驚異すべき特質を有するこの贖罪説を理會するさへ決して有限的心意の獨創し得べきものにあらず、この觀念は吾人の贖罪中に當に基督の代理的犠牲を含有するのみならず、之と離るべからざる關係を有する基督の神性及化身の眞理をも含有す、加之、必要の含意として神の三位一体、及神人たる基督に於ける「ペルソナ」の一致

の眞理をも含有す、斯る眞理は贖主の天より來れると同しく、天上より教へられたるものなり、而して贖主自身の唯天啓に由りて教へられたる如く、其化身に於ける使命の目的及其贖罪の事業の性質も亦唯天啓に由りて知らるゝのみ、然共、斯く教へられたる大眞理、及其基督の救拯の事業に關する大眞理即ち其神性、化身、ペルソナ神人たるの眞理は基督の苦難及死の中には道徳的教訓の職掌に由て成就したるに比すれば更に限なく深奥の目的存するを明かに現示す、而して諸の形狀を有するソシニアン教は其性質上よりして、道徳的贖罪説を主張する其神學中に、是等神の眞理を拒絶せり、然共、彼等は之を拒絶したりとて之を論破したるにあらず、明瞭に且つ天啓の權威に依りて示されたる是等の眞理は本説を辨駁するに足れり、

然らば吾人は贖罪の事實を有す、是れ當に贖罪と離るべからざる大眞理の論理的含意としてのみならず、明白に之を保有し直接に之を主張する

聖經の事實及辭に依れるあり、吾人は赦罪及救拯の音信たる福音を有す、斯の如き恩恵は唯基督に於て公布せらる、是等の恩恵は特別に基督の苦難及死に由りて賜はれるものにして贖罪の事實此に存する也、

一層特別の辭にて云へば、基督は其苦難死及び血に於ては、吾人の和、吾人の挽回、及吾人の贖罪なり、彼は罪人たる吾人に對し、又赦罪の基本として斯の如きものあり、是等は贖罪制度中の樞要ある事實及其實際的教訓の眞の本原なり、道徳的教訓のみを取り、其由て來る贖罪を拒絶するの説は如何に偏頗あるぞ、道徳的感化説は充分に是等の辭を解説するを得ず、此説は是等の辭を正當に解釋するに力なきを以て隨て亦妄誕説たるを免れず、贖罪を表明する聖經の辭を公正に解釋するを得ざる贖罪説は、眞正の贖罪説たるを得ざる也、
他の辭にて云は、基督は其死に於ては、罪の爲めの犠牲にして、宗教の舊

制度に關する摸表の光に依て解釋さるべき者、其祭司長の職に於ては、罪の犠牲として自己を獻じ、其血を携へて昇りたる天上の祭司長の職に於ては、吾人の懇求者として表明せられたり、
第二節 贖罪の必要に依りて辨駁す 赦罪の基本たる基督の血に於ける贖罪の必要は聖經の眞理あり、基督の苦難を受けて死したる所以は、悔改と赦罪の其名に由りて宣傳されんが爲なり、(路加廿四〇四十六、四十七) 此の外救あらざるあり、(使徒四〇十二) 若し義即ち赦罪は法律に由るとせば、基督の死は無益に屬す、(加拉二〇廿一) 若し義即ち赦罪は法律に由るとせば、生命は法律に由りて來るべし、(同三〇廿一) 基督に於ける贖罪の必要は、救拯の條件として彼に於ける信仰の要求及必要に依て肯定せらる、道徳説は斯る事實を如何に處せんとする乎、斯る本文を如何に解釋せんとする乎、此説は是等の事實を公平に解説するの勢力なく、或は自己の元理に符合するの解釋を下すの勢力もあらざるなり、是故に贖罪の眞正の學

説として認識さるべき要求権を有せざるものとす、
 道德説はこの場合の道理に由りて闡明されたる贖罪の必要に如何にし
 て適應すべき乎、この必要は道德政治の最も深奥なる福利に關係す、其福
 利は法律の保存を要す、斯る法律は刑罰の嚴正ある批准を要す、是れ赦罪
 の政治的職掌を成就すべき一定の準備的代用を要する所以あり、而して
 道德説は斯る代用を供せざるのみならず、この場合の最も必要なる事實
 を忽畧に附せざるを得ず、この説は聖經及世俗の歴史に明記されたる人
 類論の重要なる眞理を否定せざるを得ず、この説は單純なる個人的關係
 と幾分か符合するも、政治の福利、就中神の道德政治の要求とは徹頭徹尾
 符合すべからざる無頓着を赦免に歸せざるを得ず、故に道德説は贖罪の
 眞の必要に適應するを得ず、されど斯る適應は止むべからざるの要求あり、
 然れば本説を拒絶せざるべからず、贖罪の必要は之が辨駁たる也、
 第三説 基督の特異なる救拯的事業に依りて辨駁す、道德的感化説の

深遠なる元理、其内容及制限中には、基督の教主たるは他の善人の教主た
 ると同様の方法に依るの意を含有し、且つ唱道す、自己の實例、宗教的教訓
 及個人的感化に依りて罪人を悔改及び善良の生活に導くを得るの善人
 は何人たるを問はず、基督の罪人を救ふが如く、眞實に且つ充分に又同様
 の方法に於て罪人を救ふあり、救拯の法則は双方の場合に於て同一あり、
 贖罪的幫助法一なるのみならず、救済力も亦一あり、罪人を救ふに於て基
 督と善人との唯一の差別は、其各自の與ふる宗教的感化の量に在り、基督
 に関する數多の特別なる事實は自由に許容さるるを得、其特別の神の任
 命、秀越したる品格、高尚なる心靈的資質、宗教的教訓の一層偉大なる恩賜、
 無二の恩恵、行爲及犠牲の生活及び以上のものゝ比類なき實際的勢力中
 に結合するを許容するを得、然共、尙ほ彼は特別の方法に於ける教主には
 わらずして、唯完備したる一層高尚の道德的感化に由るに外ならず、以上
 は差別の總合あり、凡て彼の救拯的事業は有益なる宗教的教訓に由るを

以て何人たりとも善人は皆罪人を救ふを得、故に數多の善人は數多の罪人を救ふものあり、然共、是れ差別の全体ありや、人間の上に實際的に活動する一層高尚なる道德的感化の差別の外に、基督の恩寵中に他の差別存せざりしや、是れ摸表的事實の意義の全体なりや、來るべきメシヤの約束、及預言の意義の全体ありや、幸福ある降誕の喜悅的公布に於ける神使の意義の全体ありや、救拯的事業の一層深奥ある言に由て基督の示せる意義の全体ありや、使徒の福音、及書簡中に記載せる意義の全体ありや、彼等の信仰に由りて認識し、傳道に由りて公布したるものゝ全体ありや、良心に従ひ、有罪可憐の人間の救助を基督に仰ぐ希望の全体ありや、感恩の愛、歡樂の讚美を以て其の血に自己の救拯を歸する神使の神前に於ける歡樂の全体ありや、否々、是れ其全体にわらず、基督の救拯的事業中には限なく優れる所存す、彼は無比の方法に依て吾人を救ふあり、是れ他人の能くすべからざる方法

あり、彼は其血の贖罪に由りて吾人を救ふ也、この事實に依りて道德説は辨駁せられしあり、第四節 本説は贖罪説にわらず、此に爭論存せざるあり、本説を辨駁するに使用したる事實は、贖罪説の正當の地位を本説に與ふるを拒絶す、本説は贖罪を啓示したる聖經を解釋せず、又贖罪の必要に適應するにもわらず、本説は贖罪の正當の定義を許容せず、其實は贖罪の否定説を唱道す、之を以て一切の離るべからざる關係を有する事實の確定に依り、又本説の唱道者の地位とに依りて云ふ時は、道德説は贖罪説と云ふべきものあらざる也、

第七章 賠償説

神學の大問題に關する重要ある諸説を精細に識別するは、之を一層明瞭に了會し、一層限定したる教理上の意見を立つるに有益なりとす、然るに